

すずかハートフルプラン 【改定版】(案)



令和3年3月(予定)

鈴鹿市

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 国の法律や制度の動向	3
2 計画の法的根拠と位置付け	4
(1) 計画の法的根拠	4
(2) 計画の位置付け	5
(3) 計画の期間	6
(4) 障害保健福祉圏域	6
(5) 計画の視点	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	8
1 身体障害者手帳の交付状況	8
2 療育手帳の交付状況	9
3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	10
4 難病患者の状況	10
5 アンケート結果	11
(1) 調査概要	11
(2) 当事者調査結果(2020(令和2)年度調査)	12
(3) 一般市民調査結果(2017(平成29)年度調査)	21
(4) 事業所調査結果(2020(令和2)年度調査)	24
第2部 第3期鈴鹿市障害者計画(略)	25
第3部 第6期鈴鹿市障害福祉計画・第2期鈴鹿市障害児福祉計画(素案)	27
第1章 第6期鈴鹿市障害福祉計画	28
1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	28
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	28

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	29
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	30
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	30
(5) 相談支援体制の充実・強化等	32
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	32
2 障害福祉サービス等の利用実績と利用見込み	34
(1) 訪問系サービス	34
(2) 日中活動系サービス	38
(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）等）	46
(4) 相談支援サービス	48
3 地域生活支援事業の実施実績と実施目標	50
(1) 理解促進研修・啓発事業	51
(2) 自発的活動支援事業	51
(3) 相談支援事業	52
(4) 成年後見制度利用支援事業	53
(5) 意思疎通支援事業	54
(6) 日常生活用具給付等事業	55
(7) 手話奉仕員養成研修事業	57
(8) 移動支援事業	58
(9) 任意事業	59
第2章 第2期鈴鹿市障害児福祉計画	62
1 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	62
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	62
2 障害児通所支援等の利用実績と利用見込み	64
(1) 障害児通所支援	64
第4部 計画の推進方法（略）	68
資料編（略）	68

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

鈴鹿市（以下「本市」という。）では、2012（平成24）年3月に策定した「すずかハートフルプラン」において「障がいのあるなしにかかわらず、だれもが安心して暮らせるまち・鈴鹿」を基本目標に掲げ、全ての人がその人らしい生活を地域で自立して営むことができるよう、障がい者施策を推進してきました。

この間、障がいのある人に関する法律の施行や改正がなされてきました。

近年、少子高齢化や核家族化などにより、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、住民の互助による地域力の強化を目指すため、国は、2016（平成28）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合っていくことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

その後、制度・分野や「支え手側」「受け手側」の関係を超えて、多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、世代や分野を超え「丸ごと」つながることによる「地域共生社会」の実現を目指して、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

障がい福祉の分野においては、障がいのある人が65歳以上になっても、使い慣れた事業所で円滑にサービスを利用できるよう、新たに「共生型サービス」が位置付けられ、普及等を進めていくことが求められています。

このように障がいのある人を取り巻く状況は刻々と変化しており、それぞれの変化に応じたサービスの提供が重要となります。

こうした社会的な動向や、本市の障がいのある人の状況を踏まえ、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画2023」において、めざすべき都市の状態として掲げている「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」の実現に向け、2018（平成30）年3月に「すずかハートフルプラン」を策定しました。

そして、「すずかハートフルプラン」を構成する、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の計画期間満了に伴い、2021（令和3）年3月に、「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定し、「すずかハートフルプラン」（以下、「本計画」という。）を改定しました。

(2) 国の法律や制度の動向

国では、障がいのある人に関する法律や制度が大きく変化しています。

本計画は、新たな法律や制度を踏まえて策定しました。

年	法律・条約	内容
2012 年 (平成 24 年)	障害者虐待防止法施行	障がいのある人の虐待の防止に係る国等の責務, 早期発見の努力義務が規定されました。
	改正児童福祉法施行	障がい種別等に分かれている現行の障害児施設の一元化が成されました。また, 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。
2013 年 (平成 25 年)	障害者総合支援法施行	障害者自立支援法を改称したもので, 「障害者基本法の一部改正」を踏まえた基本理念や障がいのある人の範囲の拡大, 障害支援区分の創設等が規定されました。
	障害者優先調達推進法施行	公共機関の物品やサービスの調達について, 障害者就労施設等から優先的・積極的な調達推進を図ることが定められました。
2014 年 (平成 26 年)	障害者権利条約批准	障がいのある人に関する初めての国際条約であり, 差別や合理的配慮の否定が禁止されています。2014(平成 26)年2月 19 日より国内においての効力が生じています。
2015 年 (平成 27 年)	難病の患者に対する医療等に関する法律施行	原因不明で, 効果的な治療法がない難病患者の医療費助成の対象が拡大されました。
2016 年 (平成 28 年)	障害者差別解消法施行	障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止, 合理的配慮の提供の義務化がなされました。合理的配慮は, 行政機関では法的義務, 事業所では努力義務とされました。
	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正成立	障がいのある人の望む地域生活支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応, サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が定められました。
	改正障害者雇用促進法施行	雇用における差別的取り扱いの禁止, 合理的配慮の提供の義務化がなされました。また, 2018(平成 28)年4月より, 法定雇用率が民間企業では 2.2%, 国・地方公共団体等では, 2.5%, 都道府県等の教育委員会では 2.4%へ引き上げられます。
2017 年 (平成 29 年)	改正社会福祉法施行	「我が事・丸ごと」の地域福祉の理念が規定され, 地域福祉計画が福祉分野の上位計画に位置付けられました。

2 計画の法的根拠と位置付け

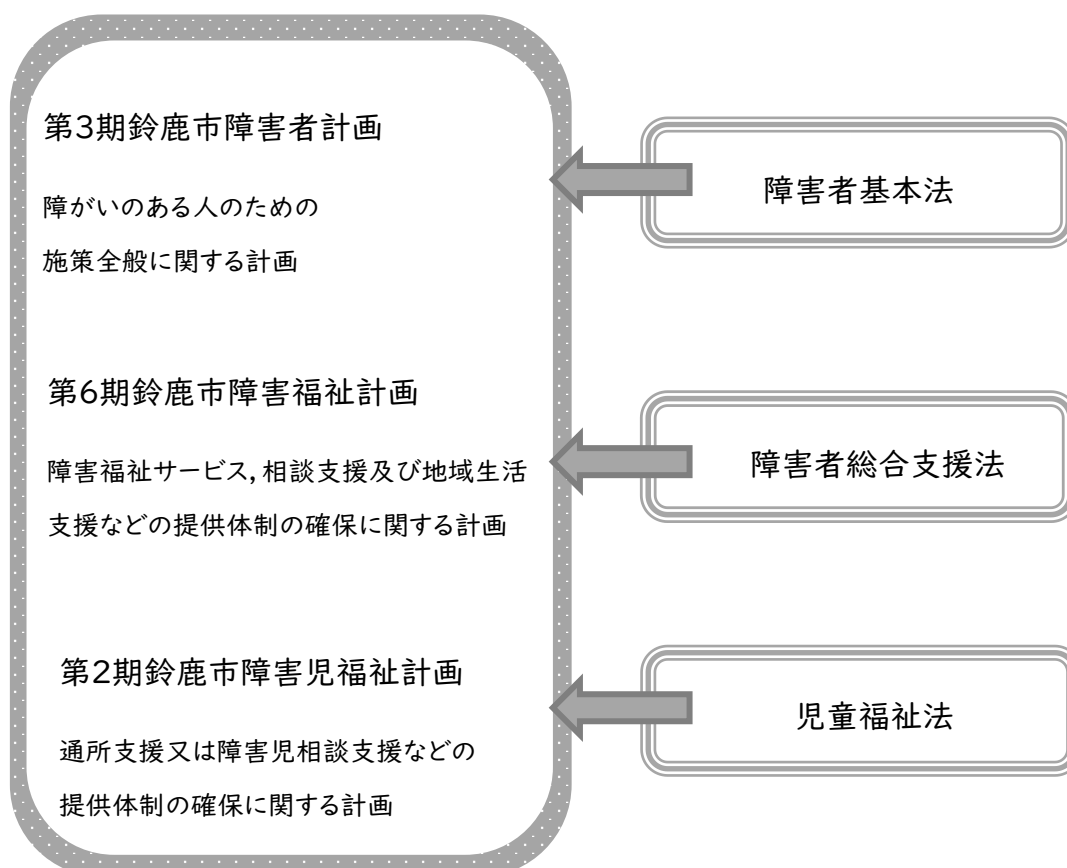
(1) 計画の法的根拠

「第3期鈴鹿市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な目標を定める計画です。

「第6期鈴鹿市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、2023（令和5）年度を目標年度として障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業について2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの間における必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

「第2期鈴鹿市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、2023（令和5）年度を目標年度として障がい児支援の提供体制の基盤整備について数値目標を定めるとともに、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの間における必要量及びサービスの受け皿の確保のための方策を定める計画です。

「すずかハートフルプラン」は、これらの計画を一体的に策定したものです。

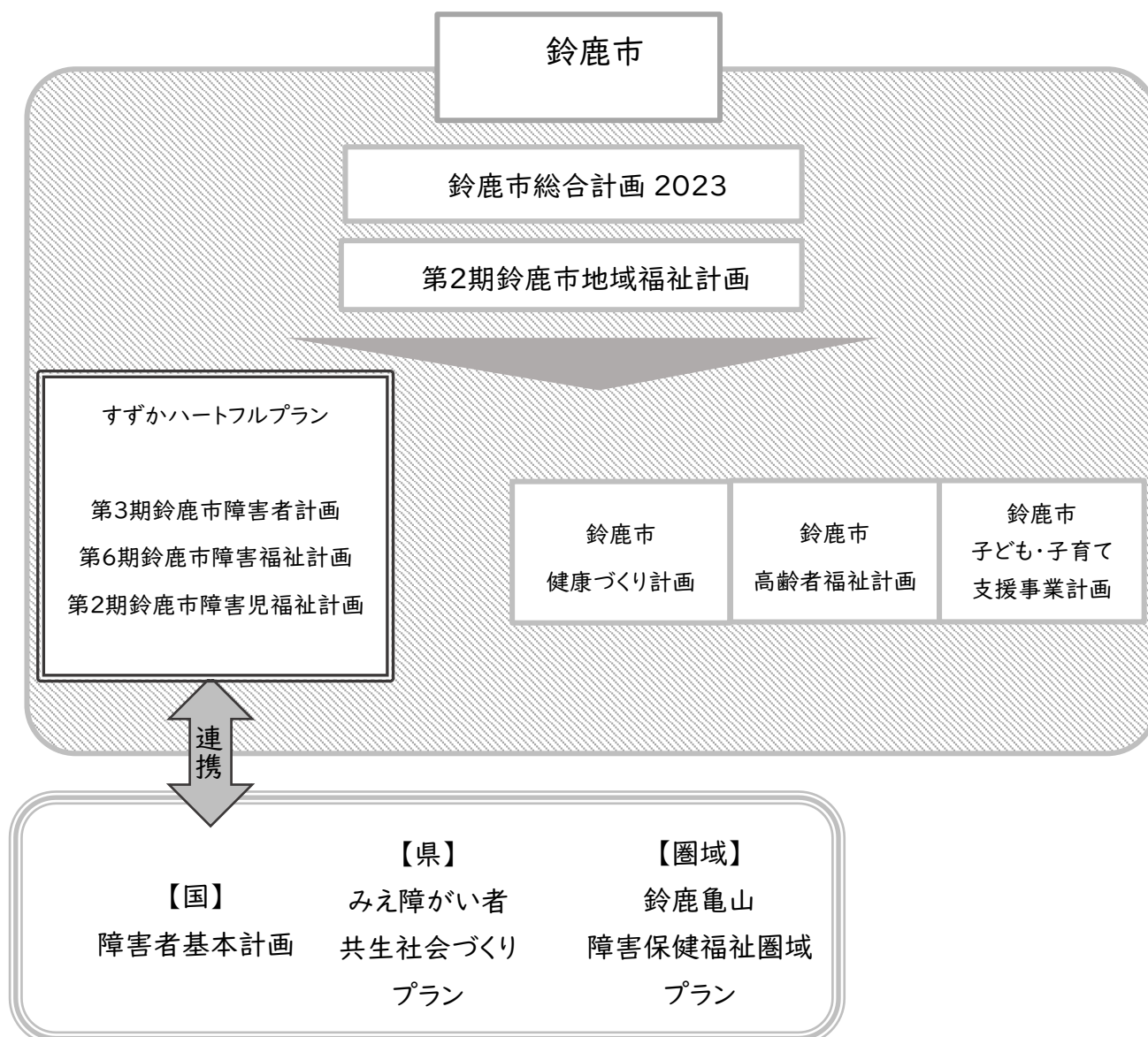


(2) 計画の位置付け

本計画は、国の「障害者基本計画」、三重県の「みえ障がい者共生社会づくりプラン」などの内容を踏まえ、本市の障がい者施策の方向性を定めるものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「鈴鹿市総合計画 2023」における基本計画の施策を推進するための個別計画として位置付け、福祉分野の上位計画である「第2期鈴鹿市地域福祉計画」をはじめ、「鈴鹿市健康づくり計画」、「鈴鹿市高齢者福祉計画」、「鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定しています。

さらに、アンケート調査やヒアリングを実施し、障がいのある人やその他の関係者の意見を可能な限り踏まえて策定しています。



(3) 計画の期間

第3期鈴鹿市障害者計画の期間は2018(平成30)年から2023(令和5)年までの6年間とします。

第6期鈴鹿市障害福祉計画及び第2期鈴鹿市障害児福祉計画の期間は2021(令和3)年から2023(令和5)年までの3年間とします。

また、国などの動向を踏まえ期間中の見直しなどに柔軟に対応できるようにします。

なお、本計画は、国・県の計画と整合を図り計画期間を定めているため、総合計画における基本構想、基本計画の策定時には見直しを行うこととします。

2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度	2021 (令和 3) 年度	2022 (令和 4) 年度	2023 (令和 5) 年度
鈴鹿市総合計画 2023							
前期基本計画				後期基本計画			
第2期鈴鹿市障害者計画		第3期鈴鹿市障害者計画					
第4期鈴鹿市障害福祉計画		第5期鈴鹿市障害福祉計画			第6期鈴鹿市障害福祉計画		
		第1期鈴鹿市障害児福祉計画			第2期鈴鹿市障害児福祉計画		

(4) 障害保健福祉圏域

障がいのある人に適切なサービスを受けてもらうため、広域的な障害福祉サービスの提供体制を整える必要があります。

そのため三重県では、「障害保健福祉圏域」を設定しており、本市は亀山市と2市で「鈴鹿亀山圏域」を構成しています。

市町と県が協働で策定する「圏域プラン」(障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針)を踏まえ、広域的な連携の下でこの計画を策定しています。

(5) 計画の視点

1 障がいのある人を含めた“絆力”の向上による地域共生社会の実現

「地域共生社会の実現」へ向けた国の取組の方向性では、障がいのある人を含めた地域のあらゆる住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、だれもが役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる仕組みを構築するとしています。

本計画では障がいのある人及び世帯を含めた、全ての住民が社会的孤独に陥らないよう、お互いに支え合う地域づくりに「我が事」として取り組むための市全体の意識の醸成を進めます。

2 幼少期から就労まで途切れない支援の充実

障害福祉計画の基本方針の基本理念の中に「障がい児の健やかな育成のための発達支援」が追加されるなど、障がい児支援の重要性はますます高くなっています。

また、2018(平成30)年度の「児童福祉法」の改正により、各市町村において「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの新設や既存サービスの対象者拡大など、より専門的なサービスを受けることができるようになります。

早期発見から、児童発達支援や障がい児保育へつなぎ、特別支援学級での教育と障害児通所支援、就労支援や地域移行支援などの利用を促進し、成長過程に応じた途切れのない支援を提供することが重要となっています。

3 差別の解消と合理的配慮に向けた意識醸成

本市が、めざすべき都市の状態として掲げている「地域で障がい者が夢や生きがいを持って暮らしていること」の実現のためには、差別の解消と合理的配慮は必要不可欠です。

2016(平成28)年に「障害者差別解消法」が施行され、障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供が義務化されました。

今後は合理的配慮の提供を具体的に進めていくための体制整備が求められており、市全体での気運を醸成していく必要があります。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 身体障害者手帳の交付状況

本市の2020(令和2)年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数は7,018人となっています。

障がい種別にみると、肢体不自由が52.1%と最も高くなっています。

等級別にみると、1級が30.8%と最も高く、次に4級が22.4%と高くなっています。

■身体障害者手帳所有者数 (人)

		等級						
障がい種別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい		116	131	31	28	58	18	382
聴覚・平衡機能障がい		29	192	91	135	3	289	739
音声・言語・そしゃく機能障がい		1	3	33	27	-	-	64
肢体不自由		692	696	810	906	354	195	3,653
内部障がい	心臓機能障がい	658	11	213	142	-	-	1,024
	じん臓機能障がい	603	3	24	11	-	-	641
	呼吸器機能障がい	39	2	63	19	-	-	123
	ぼうこう・直腸機能障がい	3	1	20	297	-	-	321
	小腸機能障がい	3	0	3	4	-	-	10
	免疫機能障がい	6	19	15	1	-	-	41
	肝臓機能障がい	13	2	2	3	-	-	20
	内部障がい計	1,325	38	340	477	-	-	2,180
合計		2,163	1,060	1,305	1,573	415	502	7,018

■年度別身体障害者手帳所有者数 (人)

	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
合計	6,995	6,982	6,919	6,955	6,961	7,018

資料:障がい福祉課(2020(令和2)年4月1日現在)

2 療育手帳の交付状況

本市の2020(令和2)年4月1日現在の療育手帳所持者数は1,745人となっています。

年齢・等級別にみると、18歳未満ではB(中度・軽度)の割合が、A(最重度・重度)の割合よりも高くなっていますが、18歳以上ではA(最重度・重度)の割合とB(中度・軽度)の割合に大きな差はありません。

■療育手帳所持者数

(人)

区分	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度
A 18歳 未満	126	136	143	152	141	145
B 18歳 未満	286	282	314	348	375	412
A 18歳 以上	498	510	525	539	555	570
B 18歳 以上	453	493	530	562	592	618
A計	624	646	668	691	696	715
B計	739	775	844	910	967	1,030
合計	1,363	1,421	1,512	1,601	1,663	1,745

A(最重度・重度), B(中度・軽度)

資料:障がい福祉課(2020(令和2)年4月1日現在)

3 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 2020 (令和2) 年4月1日現在で 1,518 人となっています。

等級別にみると、2級が最も高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区分	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和 2) 年度
1級	98	97	107	104	114	106
2級	656	725	765	818	876	959
3級	260	269	313	360	390	453
合計	1,014	1,091	1,185	1,282	1,380	1,518

資料:障がい福祉課 (2020 (令和2) 年4月1日現在)

4 難病患者の状況

障害者総合支援法の施行により、2013 (平成 25) 年度から難病患者等が、障がいのある人の範囲に加えられ、障害福祉サービスの利用が可能となりました。

また、2019 (令和元年) 年 7 月 1 日から障害福祉サービスを受けられる難病の範囲が 361 疾病に拡大されています。

■特定疾患認定患者 (人)

	2014 (平成 26) 年度	2015 (平成 27) 年度	2016 (平成 28) 年度	2017 (平成 29) 年度	2018 (平成 30) 年度	2019 (令和元) 年度
合計	1,808	1,926	2,005	1,771	1,813	1,826

*2017 (平成 29) 年度に審査制度の経過措置期間が終了しています。

資料:保健所年報 (三重県鈴鹿保健所) (各年度末)

5 アンケート結果

(1) 調査概要

ア 調査の目的

2017(平成29)年度に「第3期鈴鹿市障害者計画, 第5期鈴鹿市障害福祉計画及び第1期鈴鹿市障害児福祉計画」の策定を行うにあたり, 本市の障がいのある人の実態を把握し, 総合的な施策への反映や障害者計画, 障害福祉計画及び障害児福祉計画の円滑な計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

また, 2020(令和2)年度にも「第6期鈴鹿市障害福祉計画及び第2期鈴鹿市障害児福祉計画」の策定を行うにあたり, 同様のアンケート調査を実施しました。

イ 2017(平成29)年度調査概要

- 調査地域 : 鈴鹿市全域
- 調査対象者: 鈴鹿市在住の障害者手帳所持者(無作為抽出) 1,500 人
鈴鹿市在住の一般市民(無作為抽出) 1,000 人
- 調査期間 : 2017(平成29)年2月6日から2月28日
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
当事者調査	1,500	853	56.9%
一般市民調査	1,000	464	46.4%
合計	2,500	1,317	52.7%

ウ 2020(令和2)年度調査概要

- 調査地域 : 鈴鹿市全域
- 調査対象者: 鈴鹿市在住の障害者手帳所持者(無作為抽出) 1,000 人
鈴鹿市内で障害福祉サービスを提供する事業所 170事業所
- 調査期間: 障害者手帳所持者 2020(令和2)年4月6日から5月8日
事業所 2020(令和2)年7月27日から8月7日
- 調査方法 : 障害者手帳所持者 郵送配布・郵送回収による郵送調査法
事業所 Web フォームによる調査法
- 回収結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
当事者調査	1,000	536	53.6%
事業所調査	170	80	47.1%

(2) 当事者調査結果（2020（令和2）年度調査）

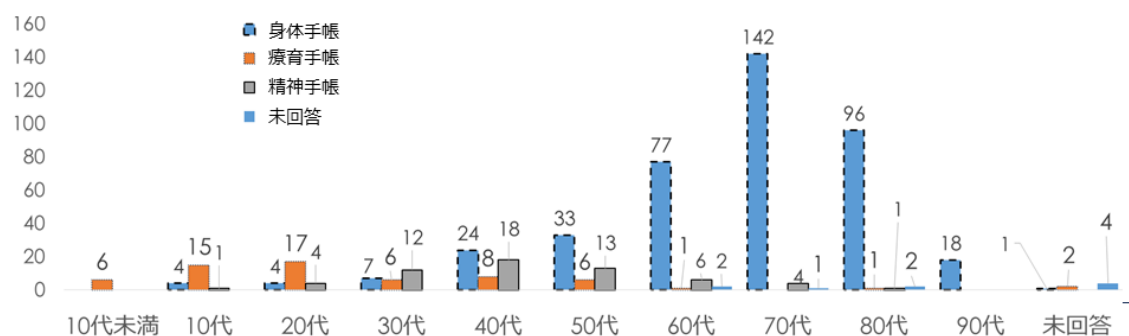
ア 基本属性

- アンケート調査の記入者は、本人が最も高くなっています。
- 年齢は身体障害者手帳所持者では「70歳以上」、療育手帳所持者では「20歳代」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「40歳代」が高くなっています。

■記入者

記入者 手帳種類	本人	配偶者	子ども	父母	兄弟 姉妹	親族	隣人 知人	ヘル パー	その他	未回答	総計
身体手帳	312	39	31	10	5	4	2	1	2		406
療育手帳	15	1		42	2	1			1		62
精神手帳	51	2		4	1					1	59
未回答	3	1	1	1						3	9
総計	381	43	32	57	8	5	2	1	3	4	536

■回答者年齢（手帳別）



イ 現在の生活について

- 現在の生活場所は、「自宅に住んでいる」が最も高くなっています。

■住んでいる場所（手帳別）

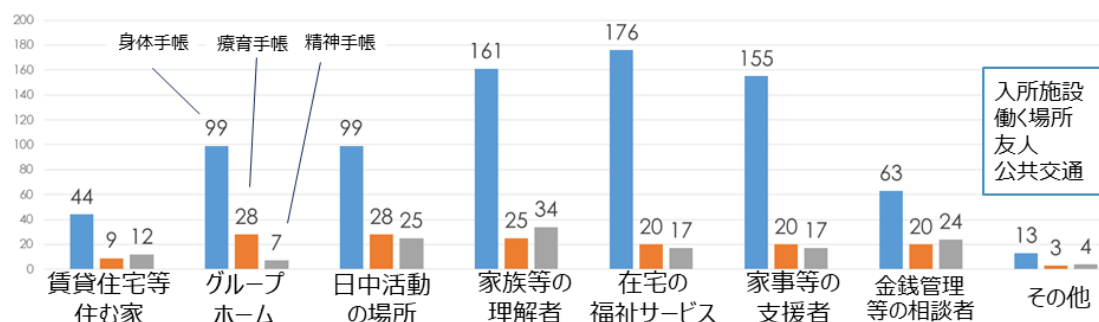
場所 手帳種類	自宅	病院	施設	未回答	総計
身体手帳	374	13	17	2	406
療育手帳	55		7		62
精神手帳	54	2	3		59
未回答	4	1		4	9
総計	487	16	27	6	536

■自宅の種類（手帳別）

自宅の種類 手帳種類	持ち家	公営住宅	借家	未回答	総計
身体手帳	298	14	42	20	374
療育手帳	45		8	2	55
精神手帳	34	3	15	2	54
未回答	4				4
総計	381	17	65	24	487

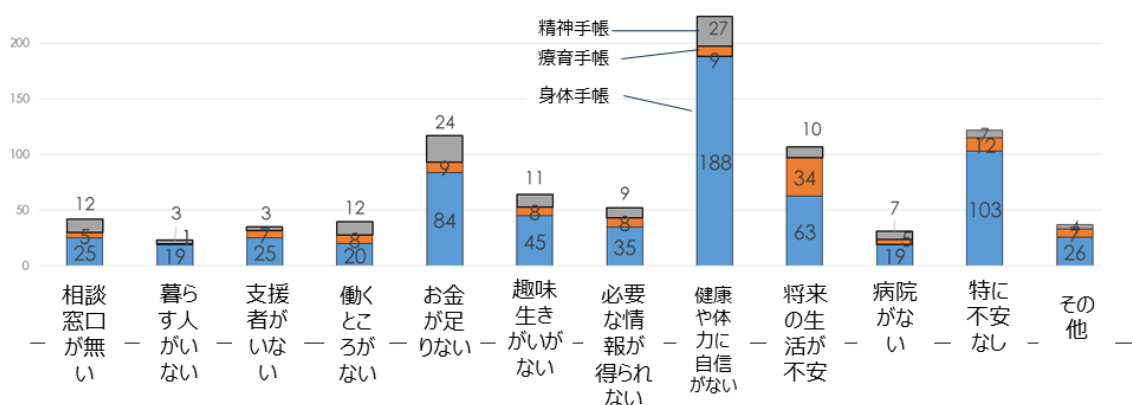
- 障がいのある人が地域で社会生活を営むために必要なことは、前回調査と同様に「家族等の理解者」(220 回答)が最も高く、「在宅の福祉サービス」(213 回答)が2番目となっています。

■地域で社会生活を営むために必要なもの



- 今後暮らしたいと思う場所は、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。
- あなたの現在の生活で困っていること、不安に思っていることは、「健康や体力に自信がない」が最も高くなっています。

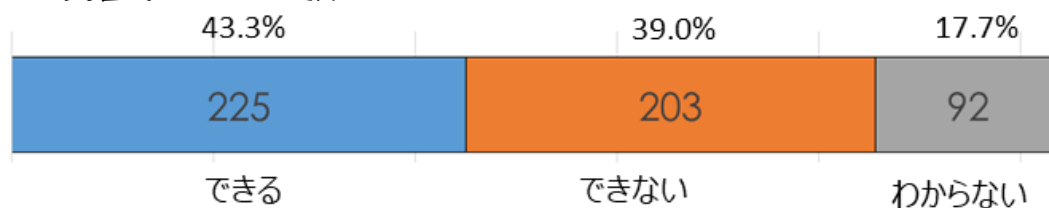
■生活に困っていることや不安に思っていること



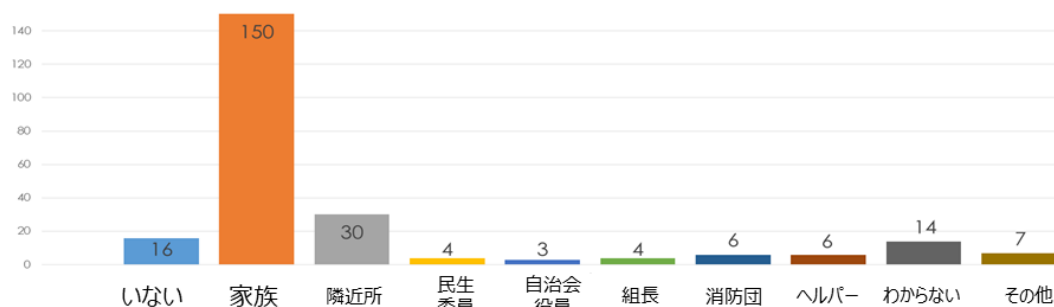
ウ 災害時について

- 災害発生時に一人で避難することができるかについては、39.0%（前回調査 30.2%）のかたが「できない」と答えています。
- 一人で避難が「できない」と答えた人の避難の手助けをしてくれる人は「家族や親族」が最も高くなっています。

■災害時に一人で避難できるか



■「一人で避難できない」と答えた方を手助けする人

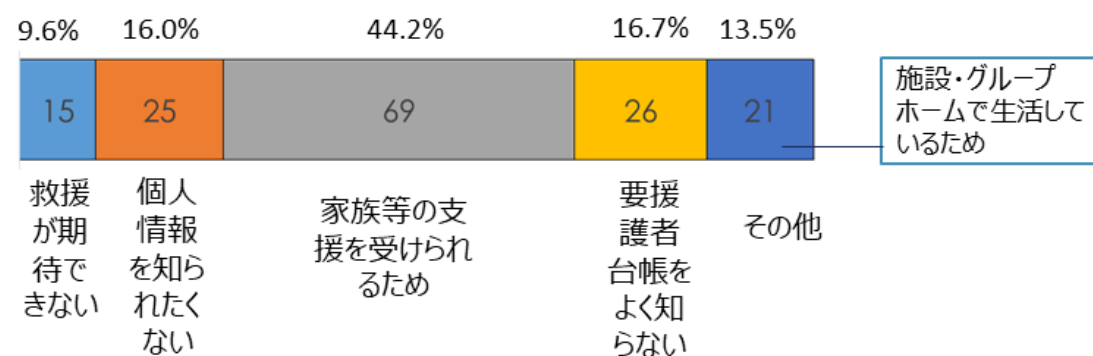


- 災害時要援護者台帳に登録してもよいかについては、「現在は登録していないが、今後登録しても良いと思う」が最も高くなっています。

■災害時要援護者台帳への登録状況



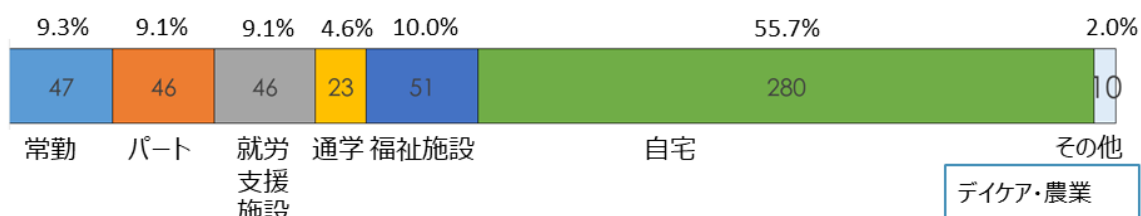
■今後も登録したくない理由



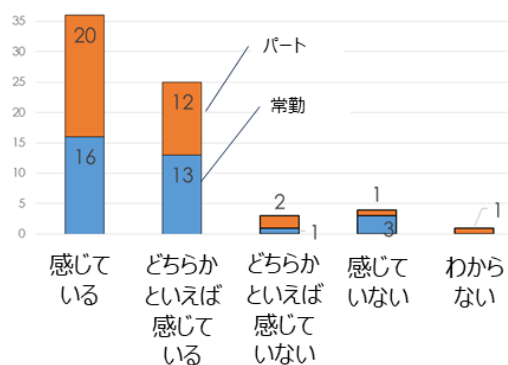
エ ふだんの過ごし方

- ふだんの過ごし方については、「自宅などで過ごしている」が、最も高くなっています。
- 「常勤・パート」の仕事をしている人がやりがいを感じているかについては、『感じている』（「感じている」「どちらかといえば感じている」を合わせた割合）が88.4%（前回調査 57.9%）となっています。
- 現在の職場で障がいに対する理解は進んできたかについては『進んできた』（「かなり進んできた」「まあまあ進んできた」を合わせた割合）が34.5%（前回調査 38.7%）となっています。

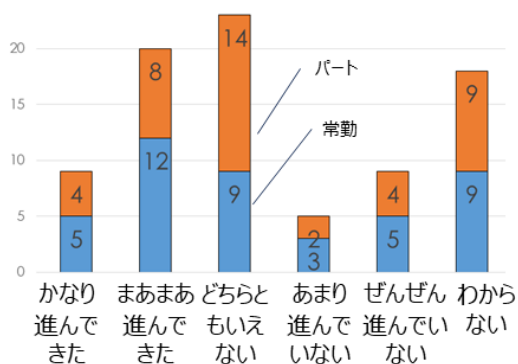
■ふだんの過ごし方



■仕事へのやりがい



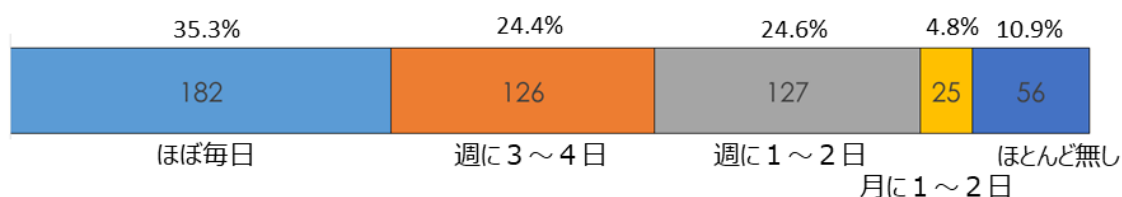
■勤務先の障がい者に対する理解



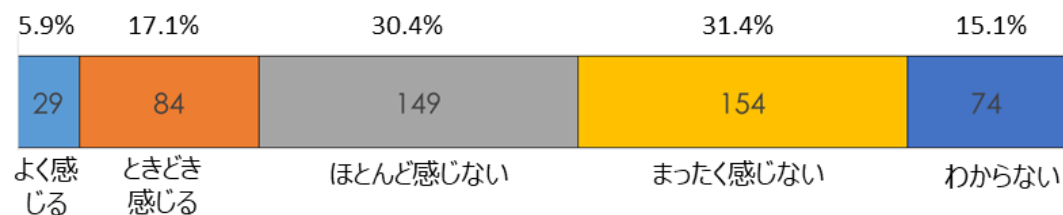
オ 社会参加について

- 外出頻度については、「ほぼ毎日」が最も高くなっています。
- 外出目的については、「買い物」や「通院」が高くなっています。
- 外出時に差別や偏見や誤解、仲間はずれだと感じるものの有無について、『感じる』（「よく感じる」「ときどき感じる」を合わせた割合）と答えた人は 23.0%（前回調査 22.6%）となっています。
- 『感じる』場面については、「人間関係」や「街での視線」が高くなっています。

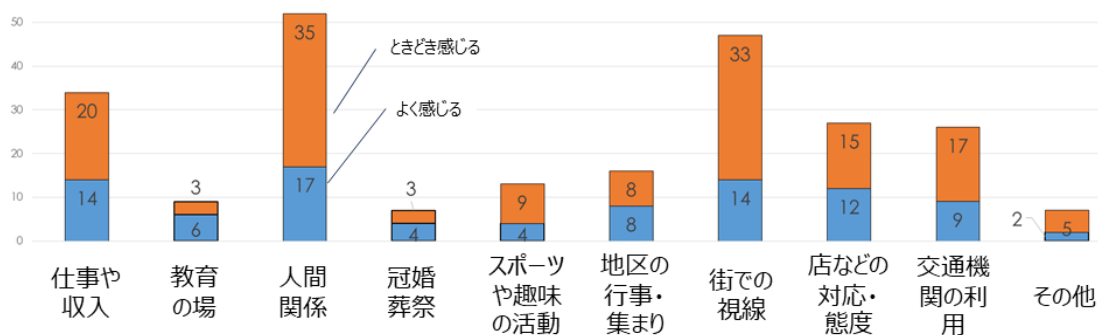
■ 外出の頻度



■ 外出時に障がいに対する差別や偏見、誤解を感じたりしたことがあるか

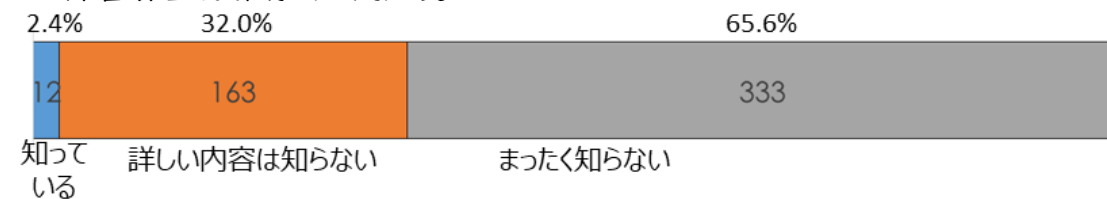


■ 差別や偏見、誤解を感じた場面

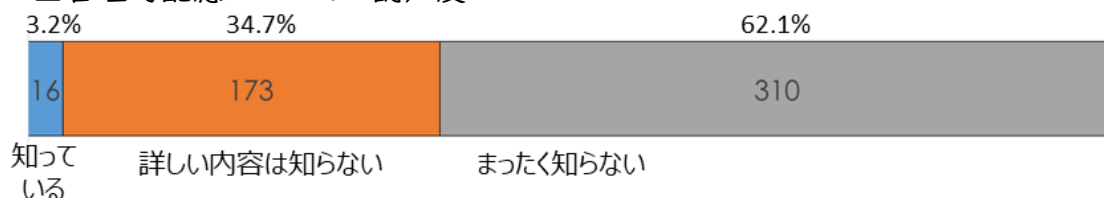


- 障害者差別解消法の認知度は、「障害者差別解消法についてまったく知らない」が65.6%（前回調査 69.1%）と最も高くなっています。
- 合理的配慮の認知度は、「合理的配慮についてまったく知らない」が62.1%（前回調査 71.5%）と最も高くなっています。
- 「共生社会」という考え方の認知度は、「共生社会について詳しい内容は知らない」が47.5%（前回調査 28.8%）と最も高くなっています。

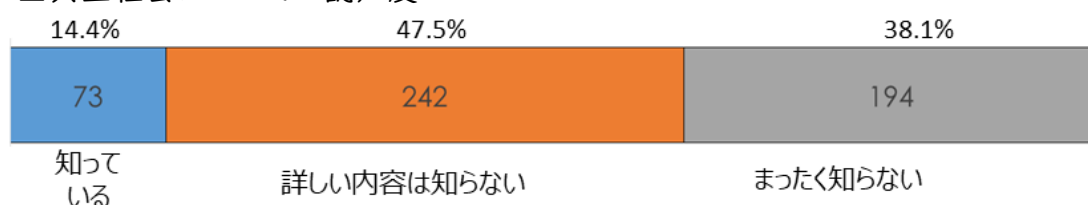
■障害者差別解消法の認知度



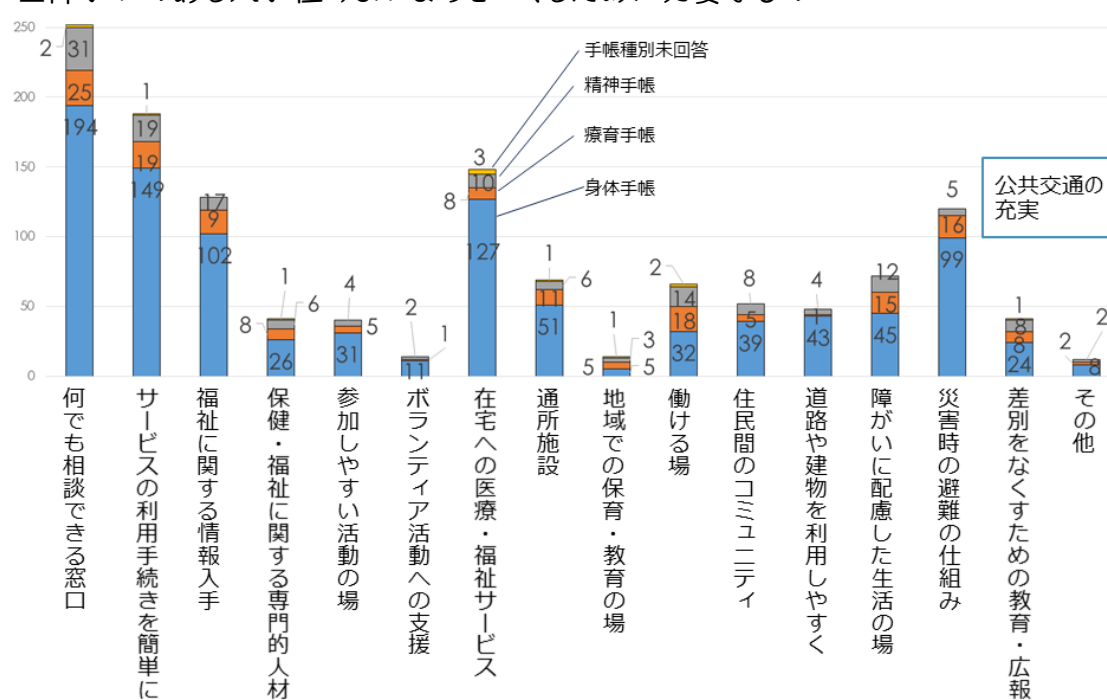
■合理的配慮についての認知度



■共生社会についての認知度



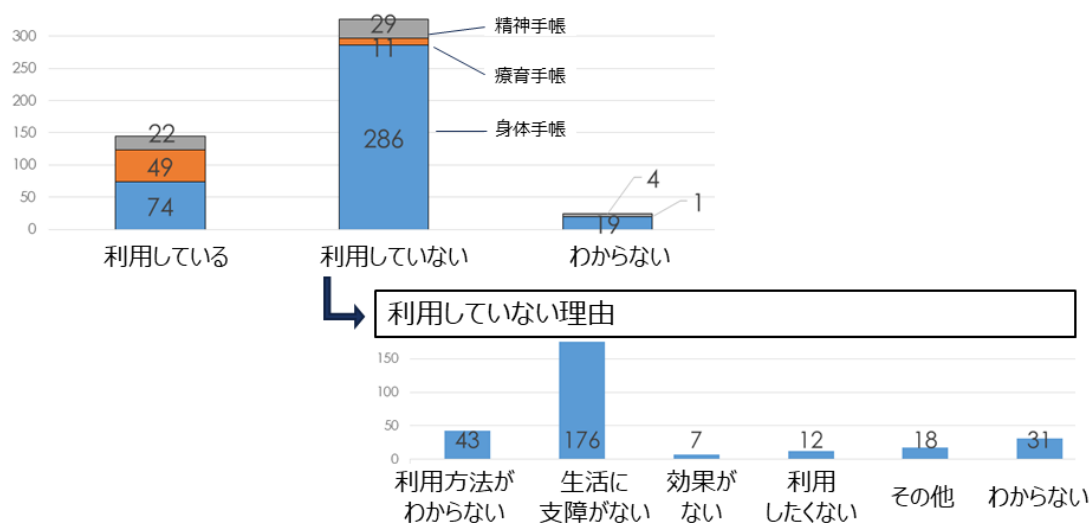
■障がいのある人が住みよいまちをつくるために必要なもの



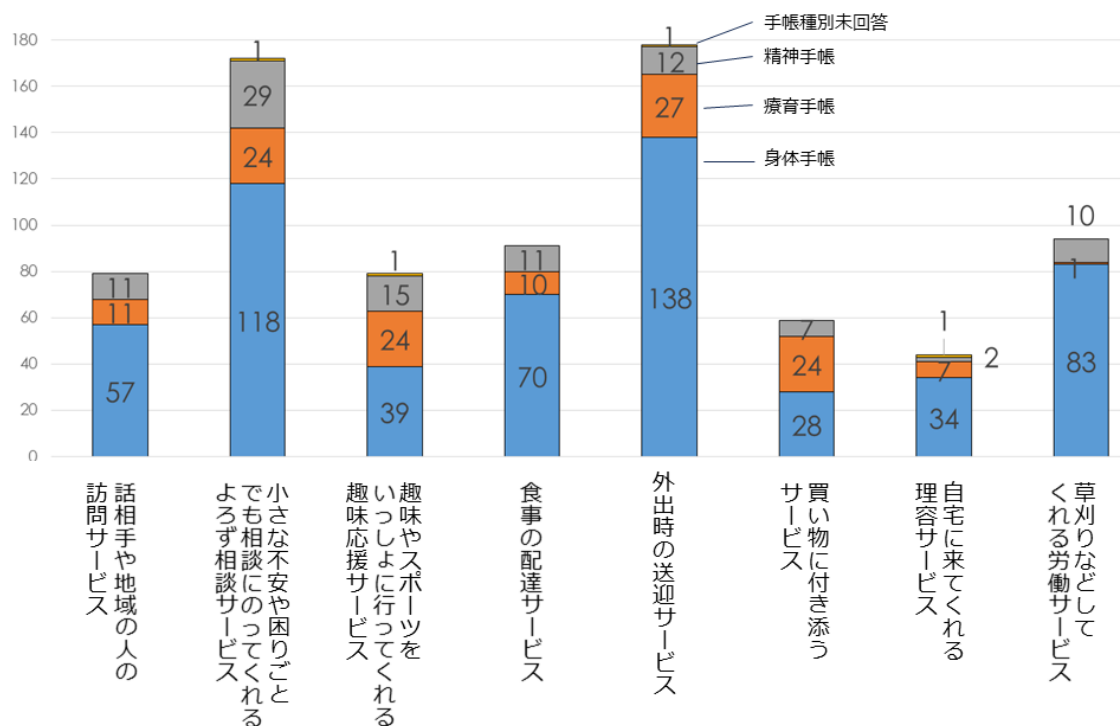
カ 福祉サービスについて

- 障害福祉サービスに関するサービスの利用の有無については、「利用していない」理由については、「利用しなくても生活に支障がない」が最も高くなっています。
- 現在の障害福祉サービス以外であつたらいいと思うサービスでは、「小さな不安や困りごとでも相談にのってくれるよろず相談サービス」や「外出時の送迎サービス」のニーズが高くなっています。

■障害福祉サービスの利用状況



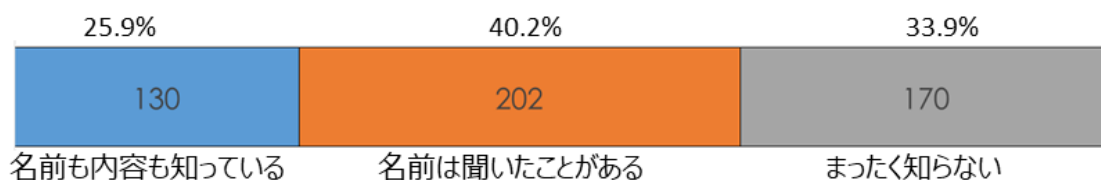
■現在の障害福祉サービス以外であつたらいいと思うサービス



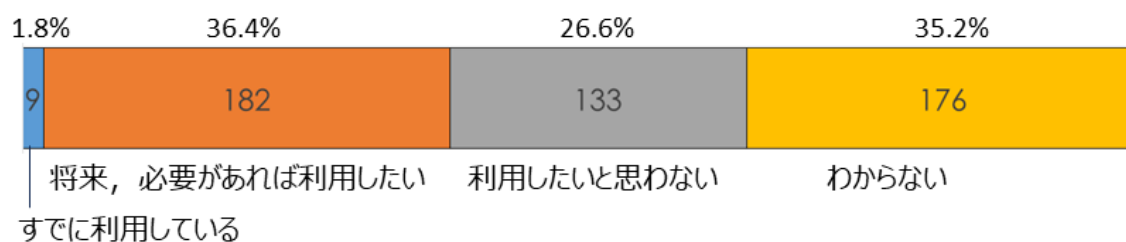
キ 権利を守る制度について

- 成年後見制度の認知度については、「名前は聞いたことがある」が、40.2%（前回調査 25.2%）と最も高くなっています。
- 成年後見制度の利用意向については、「将来、必要があれば利用したい」が 36.4%（前回調査 30.8%）と最も高くなっています。
- 日常生活自立支援事業の認知度については、「まったく知らない」が 51.9%（前回調査 32.4%）と最も高くなっています。
- 日常生活自立支援事業の利用意向については、「将来、必要があれば利用したい」が 43.5%（前回調査 34.8%）と最も高くなっています。

■成年後見制度の認知度



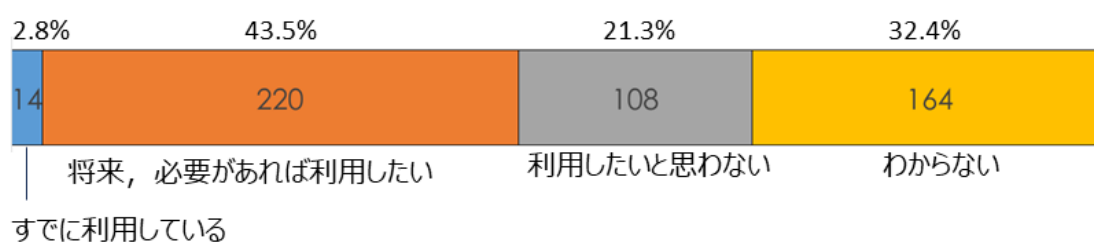
■成年後見制度を利用したいと思いますか



■日常生活自立支援事業の認知度



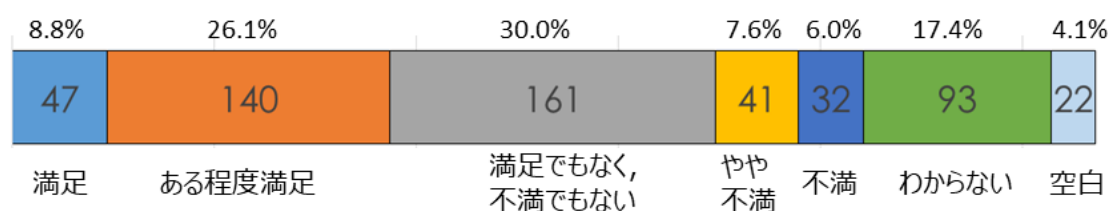
■日常生活自立支援事業を利用したいと思いますか



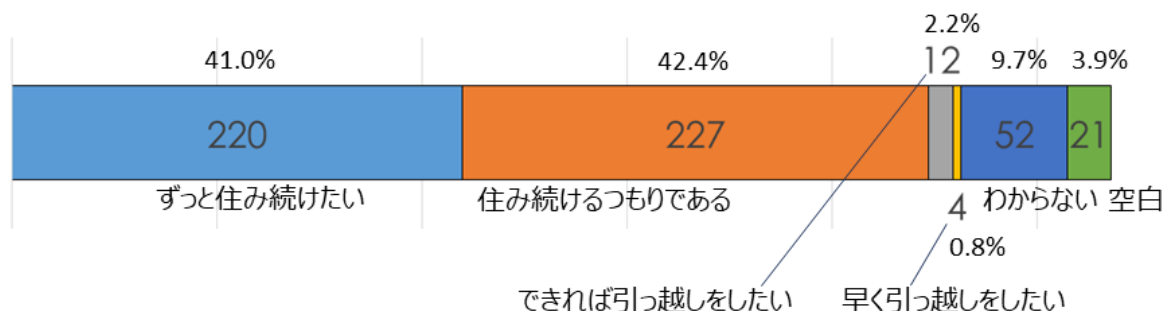
ク 満足度について

- 鈴鹿市の障がい者福祉施策に満足しているかについては、『満足している』（「満足している」「ある程度満足している」を合わせたもの）が34.9%（前回調査 25.8%）,『不満である』（「不満である」「やや不満である」を合わせたもの）が13.6%（前回調査 18.0%）となっています。
- 今後も鈴鹿市に住みたいかについては、『住みたい』（「これからもずっと住みたい」「住み続けるつもりである」を合わせたもの）が83.4%（前回調査 80.9%）となっています。

■ 鈴鹿市の障がい福祉施策への満足度



■ 今後も鈴鹿市に住みたいか



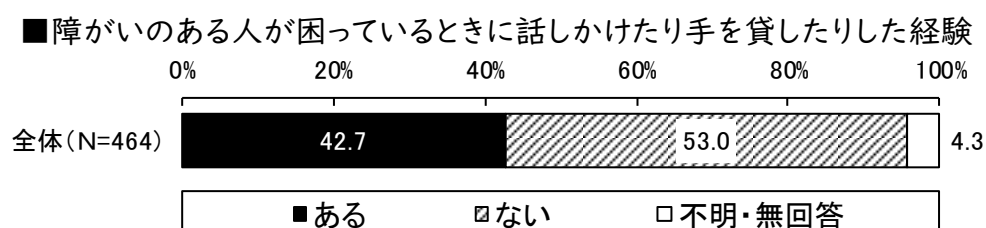
(3) 一般市民調査結果（2017（平成29）年度調査）

ア 基本属性

- 年齢は60歳以上が最も高くなっています。
- 仕事は「働いていない」が最も高くなっています。
- 家族構成は「二世帯世帯」が最も高くなっています。

イ 障がいのある人との関わりについて

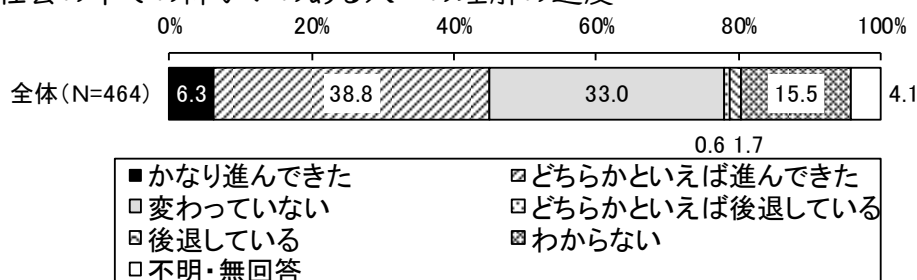
- 家族に障がいのある人がいるかについては、「いる」が38.1%となっており、「いない」が60.3%となっています。
- 障がいのある人と暮らしたり、遊んだり、学んだり、仕事をした経験の有無については、50歳代までは「ある」が半数を超えていますが、60歳以上では「ない」が半数を超えています。「ある」と答えた人の経験は、「一緒に生活したことがある」が最も高くなっています。
- 障がい福祉への関心の有無については、『関心がある』（「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた割合）が72.2%となっています。『関心がある』と答えた人が、どのような経験から関心を持ったかについては、「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある方がいるから」が最も高くなっています。
- 障がいのある人が困っているときに話しかけたり、手を貸したりしたことの有無については「ある」が42.7%となっています。「ある」と答えた人の具体的な行動としては、「車いすを押した」が最も高くなっています。「ない」と答えた人の理由は、「そのような機会がなかった」が最も高くなっています。
- 障がいのある人にかかわるボランティア活動への参加意向については、『参加したい』（「現在参加している」「参加したい」「知り合いと一緒になら、参加したい」を合わせた割合）が『参加したくない』（「参加したいとは思わない」「絶対に参加しない」を合わせた割合）を上回っています。「参加したい」「知り合いと一緒になら、参加したい」と答えた人が、参加したいボランティアについては、「話し相手」が最も高くなっています。『参加したくない』と答えた理由は、「健康や体力に自信がないから」が最も高くなっています。



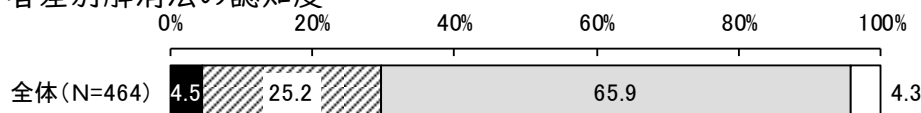
ウ 障がいのある人への理解について

- 地域社会の中での障がいのある人への理解の進捗については、『進んできた』が「変わっていない」「どちらかといえば後退している」「後退している」の割合を上回っています。
- 地域社会の中での障がいを理由とした差別の有無については、「ある」が70.5%と高くなっています。「ある」と答えた人が、どのようなときに差別を感じるかについては、「仕事や収入」が最も高くなっています。
- 障害者差別解消法の認知度については、「障害者差別解消法について知らない」が最も高くなっています。
- 合理的配慮の認知度については、「合理的配慮について知らない」が最も高くなっています。
- 共生社会という考え方の認知度は、「共生社会という言葉だけは知っているが、詳しい内容は知らない」が最も高くなっています。

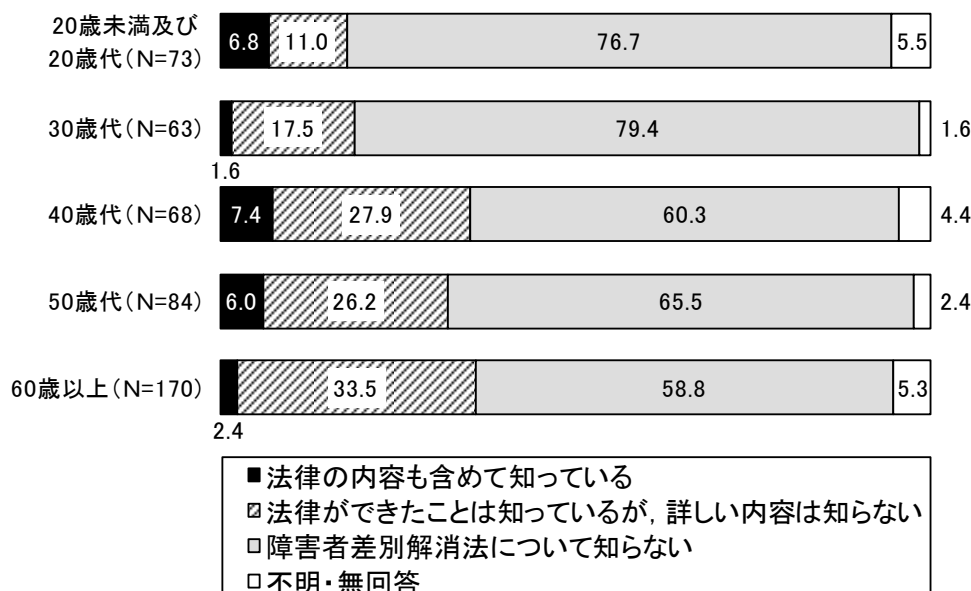
■地域社会の中での障がいのある人への理解の進捗



■障害者差別解消法の認知度



【年齢別】



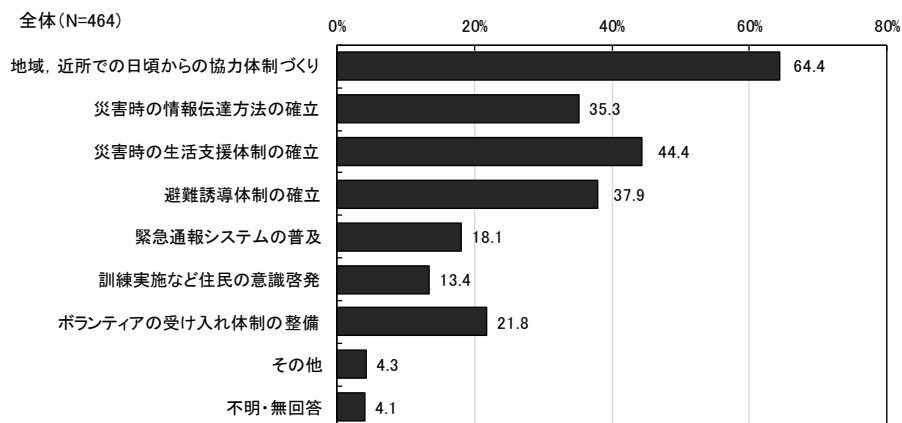
エ 障がいに関する情報について

- 障がいに関する情報源については、「テレビ・ラジオ」が最も高くなっています。
- 広報「すずか」やホームページにおいて、障がいに関する情報を発信しているかについては、『発信している』（「積極的に発信している」「どちらかといえば発信している」を合わせた割合）が38.4%となっており、「どちらかといえば発信していない」「消極的であり、発信していない」を上回っています。

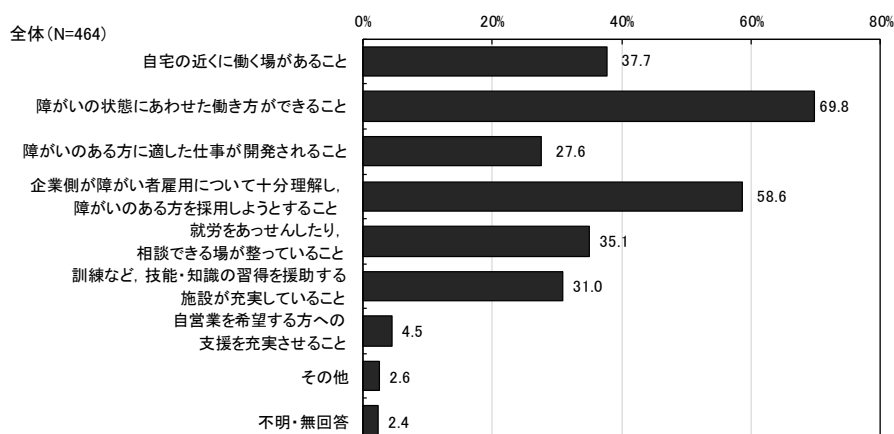
オ 障がいのある人を取り巻く環境について

- 災害時等において障がいのある人に対する必要な取組については、「地域、近所での日頃からの協力体制づくり」が最も高くなっています。30歳代、40歳代では、「災害時の生活支援体制の確立」が最も高くなっています。
- 障がいのある人が働くために必要な条件については、「障がいの状態にあわせた働き方ができること」が最も高くなっています。
- 障がいのある人にとって住みよいまちづくりに必要な施策については、「障がいの特性を理解し、可能性を伸ばす教育を進めること」「障害者基礎年金などの手当ての充実を進めること」「就労対策を進めること」が高くなっています。

■ 災害時等において障がいのある人に対する必要な取組



■ 障がいのある人が働くために必要な条件



(4) 事業所調査結果（2020（令和2）年度調査）

ア 基本属性

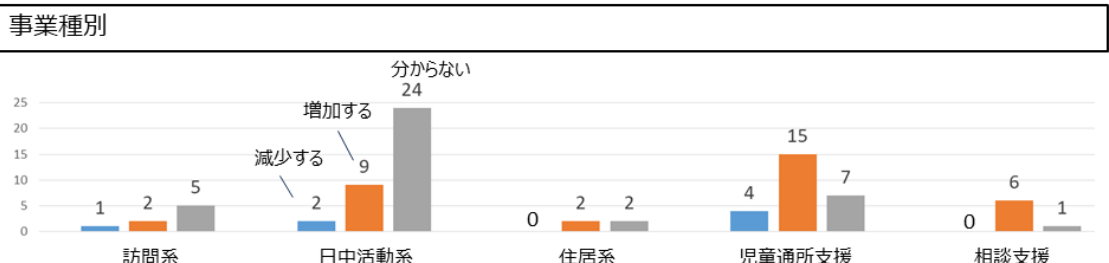
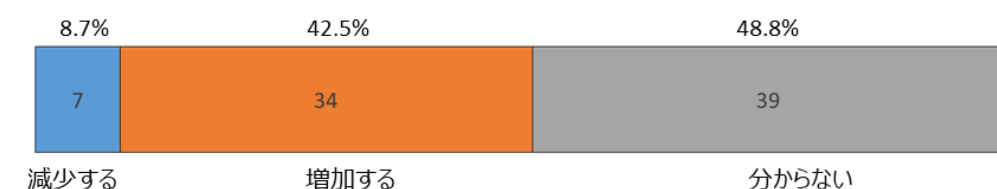
■回答事業所

	訪問系	日中活動系	居住系	障害児通所支援	相談支援	計
回答数	8	35	4	26	7	80

イ 提供する障害福祉サービスについて 2023（令和5）年度までの利用者増減傾向の予測

- 利用者が減少すると予測された事業所は8.7%となっています。
- 児童通所支援は 57.7%の事業所が増加すると予測しています。

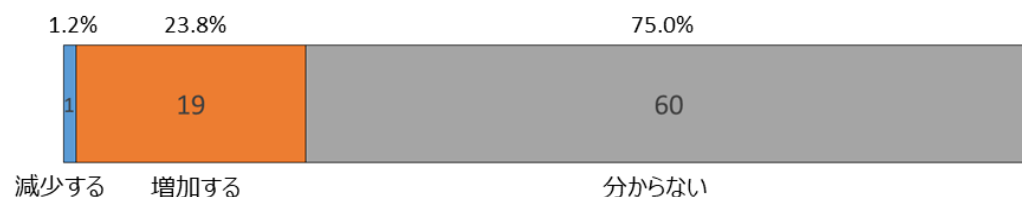
■2023（令和5）年度までの利用者増減傾向の予測



ウ 事業所として 2023（令和5）年度までのサービスの提供状況増減傾向の予測

- 事業所として減少傾向と予測された事業所は1.2%となっています。

■事業所として 2023（令和5）年度までのサービスの提供状況増減傾向の予測



第2部 第3期鈴鹿市障害者計画 (略)

第3部

第6期鈴鹿市障害福祉計画・

第2期鈴鹿市障害児福祉計画
(案)

第1章 第6期鈴鹿市障害福祉計画

第6期鈴鹿市障害福祉計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2023（令和5）年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、2023（令和5）年度を目標年度とする障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針】

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する
- 2023（令和5）年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する

【成果目標】

- 2023（令和5）年度末における施設入所者数、2023（令和5）年度末までに地域生活に移行する者の目標値を設定します。

（2019（令和元）年度末時点施設入所者数 151 人）

項目	目標値	説明
令和5年度までに地域生活へ移行	10人	151人×6%
令和5年度末時点施設入所者数	148人	2%（3人）削減

【課題】

- 地域生活への移行を推進するためには、地域の障害福祉サービス等の充実が必要です。特に重度障がい者（重度肢体不自由児（者）、強度行動障害をもつ人等）の受入ができる事業所（生活介護、短期入所）が不足しています。
- 地域移行の受け皿となるグループホームが不足しています。

【今後の取組】

- ☐ グループホーム, 生活介護, 短期入所の事業所新設にあたっては, 国及び三重県と連携し「社会福祉施設等整備補助事業」の活用を優先的に検討します。
- ☐ 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会相談部会で, 事業所の空き情報を共有し, 効率的な利用を促進します。
- ☐ 不足する障害福祉サービスを補完するため, 共生型サービスの活用を促進します。
- ☐ 本市外の事業所の情報を収集し, 広域的に必要なサービスの確保に努めます。
- ☐ 日中一時支援事業における, 重度(医療的ケア等)加算制度の創設を検討します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針】

- 地域における保健, 医療, 福祉の連携支援体制強化を図る

【成果目標】

- 現在設置している保健, 医療, 福祉関係者による協議, 情報共有の場を今後も継続して運営します。

項目	開催回数
鈴鹿市障害者地域自立支援協議会精神保健ワーキング	3回／年
鈴鹿市地域包括在宅医療ケアシステム運営委員会	3回／年

【課題】

- 精神障がい者の地域における生活を支援するため, 社会資源を確保するとともに, 地域の理解を深める必要があります。

【今後の取組】

- ☐ 保健, 医療, 福祉関係者による協議, 情報共有の場を用いて, 支援者のスキルアップを図る研修等を実施します。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国指針】

- 地域生活支援拠点等について、2023（令和5）年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする

【成果目標】

- 2023（令和5）年度末までの間、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、鈴鹿市障害者地域自立支援協議会において年1回以上運用状況を検証及び検討します。

【課題】

- 緊急時に利用できる居室が不足しています。

【今後の取組】

- 鈴鹿市地域自立支援協議会くらし部会において、施設の利用状況を把握し、緊急時に対応可能な居室を把握します。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び第78条に基づく地域生活支援事業に定められる、居室確保事業を実施し、居室の確保に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国指針】

- 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する

【成果目標】

- 就労移行支援事業等を通じて、2023（令和5）年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

項目	目標値	説明
令和5年度の一般就労移行者数	33 人	令和元年移行者数 26 人の 1.27 倍
【就労移行支援事業】の 令和5年度の一般就労移行者数	13 人	【就労移行支援事業】 令和元年度移行者数 10 人の 1.3 倍
【就労継続支援 A 型事業】の 令和5年度の一般就労移行者数	11 人	【就労継続支援 A 型事業】 令和元年度移行者数 9 人の 1.26 倍
【就労継続支援 B 型事業】の 令和5年度の一般就労移行者数	9 人	【就労継続支援 B 型事業】 令和元年度移行者数 7 人の 1.23 倍

【国指針】

- 2023（令和5）年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする
- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする

【成果目標】

- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の目標値を設定します。

項目	目標値	説明
令和5年度就労定着支援事業利用者	12 人	令和 5 年度障害福祉サービス利用見込みによる。
就労定着率が 8 割以上の就労定着支援事業所を全事業所数の 7 割以上とすること	1 事業所	就労定着支援事業所は 1 事業所しかないため、当該事業所の就労定着率が 8 割以上となることを目標とする。

【今後の取組】

- 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会就労部会において、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関連機関との連携を図り、一般就労を支援します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国指針】

- 相談支援体制を充実・強化するため、2023（令和5）年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする

【成果目標】

- 相談支援体制を充実・強化するため、2023（令和5）年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

【今後の取組】

- 総合的・専門的な相談支援に対応するため、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。
- 鈴鹿市障害者地域自立支援協議会相談部会を年6回開催し、地域の相談機関との連携強化を図るとともに、困難ケースへの対応方法等を共有し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国指針】

- 市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい
- 2023（令和5）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする

【成果目標】

- 職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い, 障害福祉サービス等の利用状況を把握し, 障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行います。
- 自立支援審査支払等システム等を活用し, 請求の過誤を無くするための取組を行います。

【今後の取組】

- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し, 結果を事業所にフィードバックし, 過誤請求の削減を図ります。

2 障害福祉サービス等の利用実績と利用見込み

(1) 訪問系サービス

●居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

●重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障がい者に意思疎通の支援その他の支援を行います。

●同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。

●行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等必要な援助を行います。

●重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者で意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

【現状】

訪問系サービスは、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に大きな役割を担っています。

居宅介護サービスへのニーズは高まっていますが、事業所やヘルパーの数が不足しています。

処遇改善加算の創設等もあり、今後サービス提供体制の増加が期待されています。

■サービス提供事業所数の推移

サービスの種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	34	34	34	34	33
重度訪問介護	23	23	24	24	25
同行援護	10	9	6	6	6
行動援護	3	3	3	2	2
重度障害者 等包括支援	0	0	0	0	0

(各年4月1日現在 鈴鹿亀山圏域内事業所数)

【見込量の算定】

■居宅介護

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

今後も引き続き利用者は増加すると考えられますが、利用時間については、サービス提供を希望する時間の集中や、事業所やヘルパーの不足もあり減少が想定されます。

■重度訪問介護

利用者が限定されたサービスであり、これまでの実績値の最大値を見込量としました。

■同行援護及び行動援護

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

なお、行動援護については、対象となる障がい者の社会参加の促進に伴い、増加が想定されます。

【今後の方向性】

- ☐ 不足する事業所やヘルパーを補完できるよう、介護保険事業者に、共生型障害福祉サービスを活用したサービス提供を働きかけます。
- ☐ 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。

■利用状況

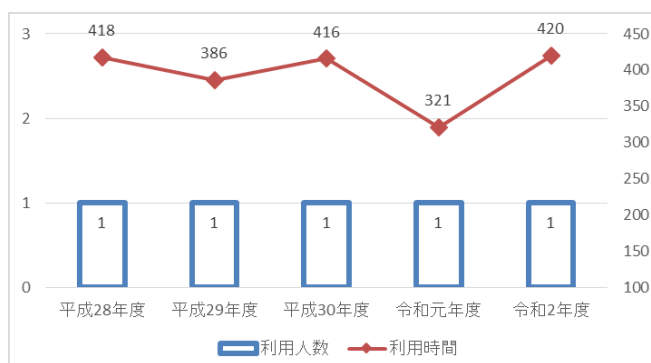
サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	人数	164	159	174	182	188
	時間	2,784	2,580	2,589	2,684	2,651
重度訪問介護	人数	1	1	1	1	1
	時間	418	386	416	321	420
同行援護	人数	19	19	17	16	15
	時間	333	295	328	291	278
行動援護	人数	4	4	5	5	5
	時間	100	100	129	135	149
重度障害者等包括支援	人数/時間	0	0	0	0	0

(人数:1月あたりの利用人数 時間:1月あたりの利用時間)

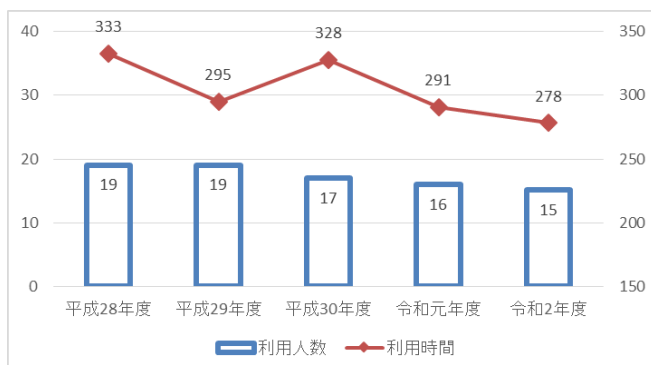
□居宅介護



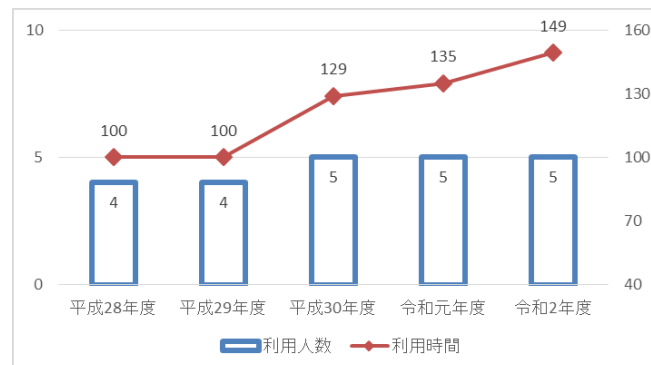
□重度訪問介護



□同行援護



□行動援護

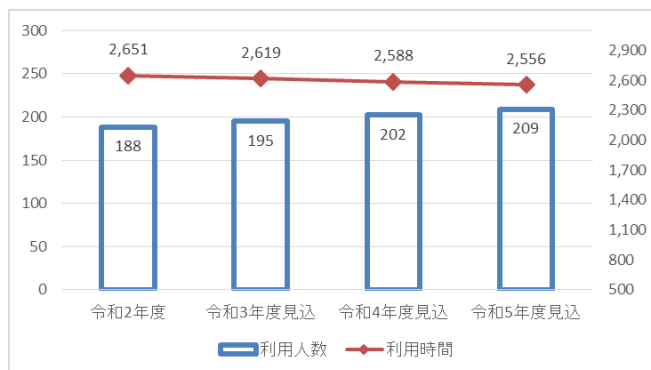


■利用見込み

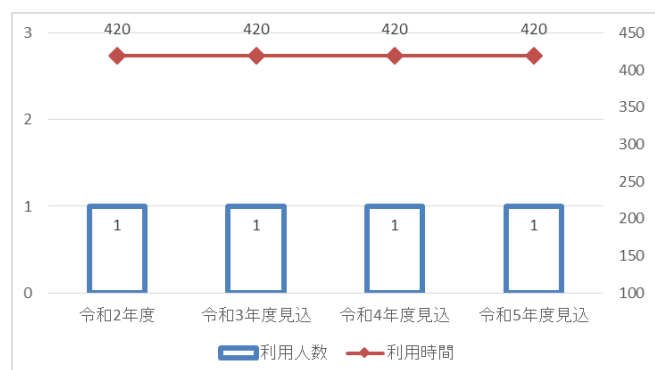
サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人数	188	195	202	209
	時間	2,651	2,619	2,588	2,556
重度訪問介護	人数	1	1	1	1
	時間	420	420	420	420
同行援護	人数	15	14	13	13
	時間	278	266	254	243
行動援護	人数	5	6	6	7
	時間	149	165	182	201
重度障害者等包括支援	人数/時間	0	0	0	0

(人数：1月あたりの利用人数 時間：1月あたりの利用時間)

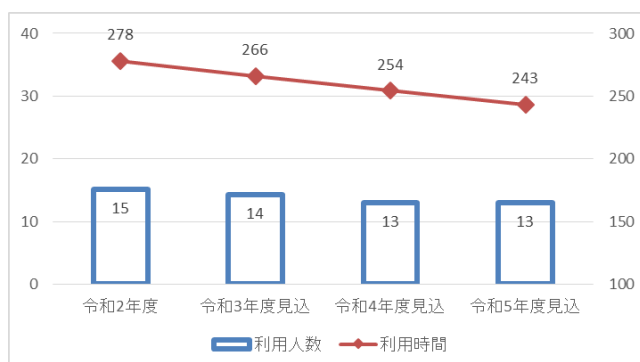
□居宅介護



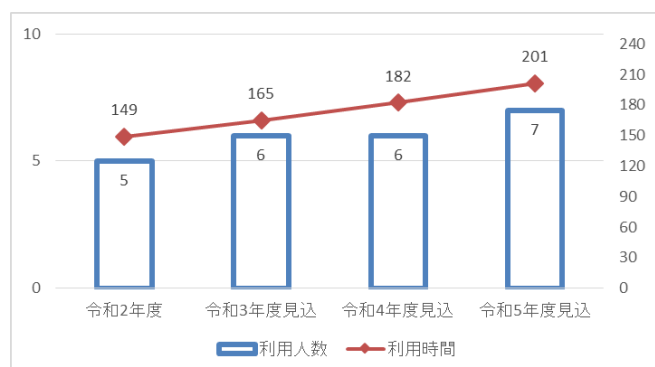
□重度訪問介護



□同行援護



□行動援護



(2) 日中活動系サービス

●生活介護

常時介護が必要な人に、主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

●自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人又は難病等対象者に、事業所への通所又は自宅への訪問により、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

●自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいのある人に、事業所への通所又は自宅への訪問により、入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

●就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

●就労継続支援（A・B型）

一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばず訓練などを受けるB型があります。

●就労定着支援（2018（平成30）年度新規サービス）

障がいのある人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

●療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援護を行います。

●短期入所

在宅で障がいのある人を介護している保護者が、病気、冠婚葬祭などの場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

【現状】

事業所数は増加しているものの、重度障がい者（重度肢体不自由児（者）、強度行動障害をもつ人）の受入ができる事業所（生活介護、短期入所）が不足しています。

■サービス提供事業所数の推移

事業所の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	13	13	14	15	18
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	1	1	1	1	1
就労移行支援	3	6	7	6	6
就労定着支援	—	—	1	1	1
就労継続支援 (A型)	11	11	10	11	11
就労継続支援 (B型)	19	23	29	30	34
療養介護	1	1	1	1	1
短期入所	8	9	9	9	10

(各年4月1日現在 鈴鹿亀山圏域内事業所数)

【見込量の算定】

■生活介護, 自立訓練(機能訓練, 生活訓練)

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

なお, 自立訓練については, 訓練希望者の有無により利用量が大きく変動します。

■就労移行支援, 就労継続支援(A・B型)

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

なお, 就労継続支援B型については事業所数の増加もあり, 今後さらに利用者が増加する可能性があります。

■就労定着支援

サービス提供期間が短く傾向が不明のため, 利用見込量を一定数としています。

■療養介護, 短期入所

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

【今後の方向性】

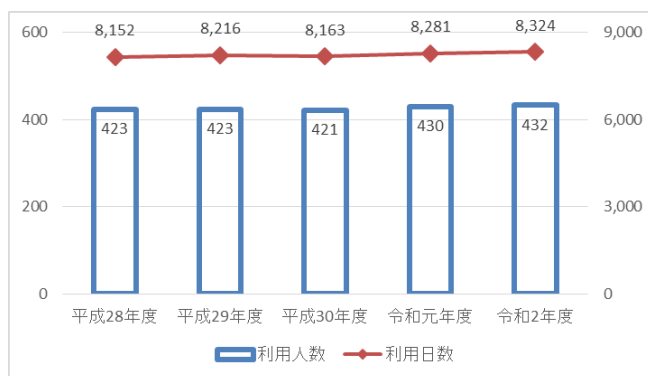
- ☐ 不足する事業所を補完できるよう, 介護保険事業者, 共生型障害福祉サービスを活用したサービス提供を働きかけます。
- ☐ 本市外の事業所の情報を収集し, 広域的に必要なサービスの確保に努めます。
- ☐ 生活介護, 短期入所の事業所新設にあたっては, 国及び三重県と連携し「社会福祉施設等整備補助事業」の活用を優先的に検討します。

■ 利用状況

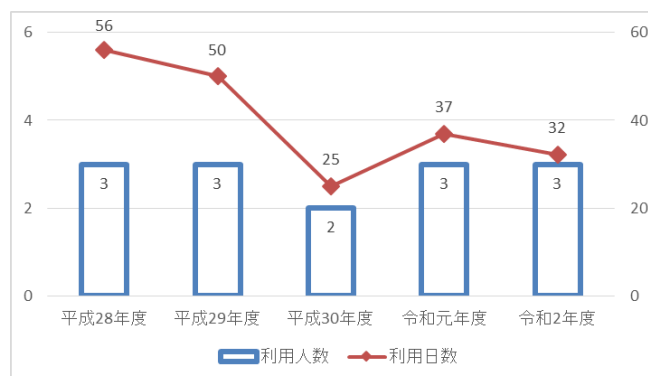
サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	人数	423	423	421	430	432
	日数	8,152	8,216	8,163	8,281	8,324
自立訓練 (機能訓練)	人数	3	3	2	3	3
	日数	56	50	25	37	32
自立訓練 (生活訓練)	人数	28	14	16	15	16
	日数	553	248	235	226	216

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

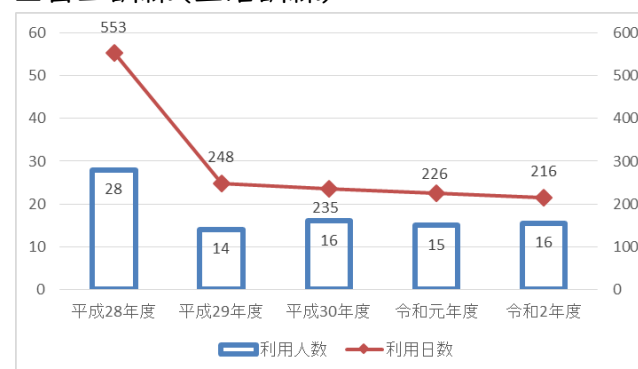
□生活介護



□自立訓練（機能訓練）



□自立訓練（生活訓練）

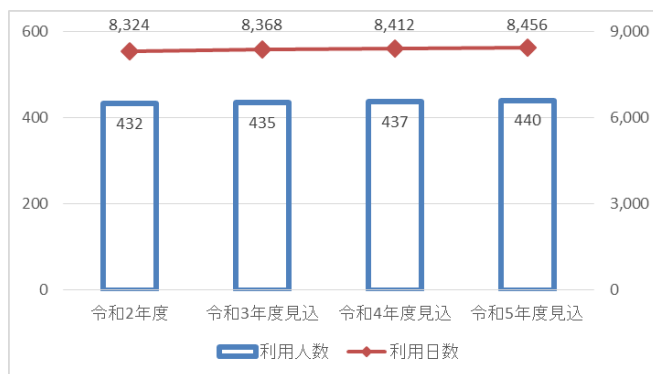


■利用見込み

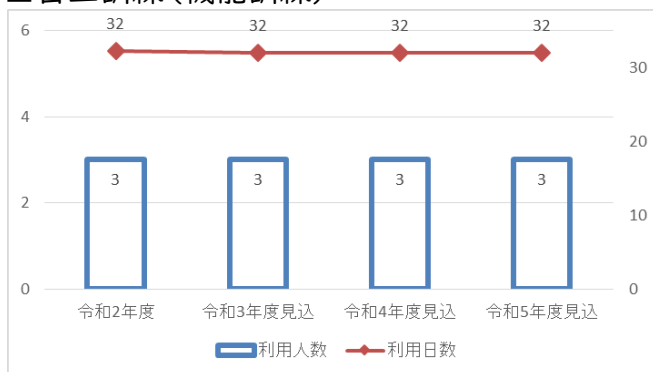
サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人数	432	435	437	440
	日数	8,324	8,368	8,412	8,456
自立訓練 (機能訓練)	人数	3	3	3	3
	日数	32	32	32	32
自立訓練 (生活訓練)	人数	16	16	17	17
	日数	216	206	197	188

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

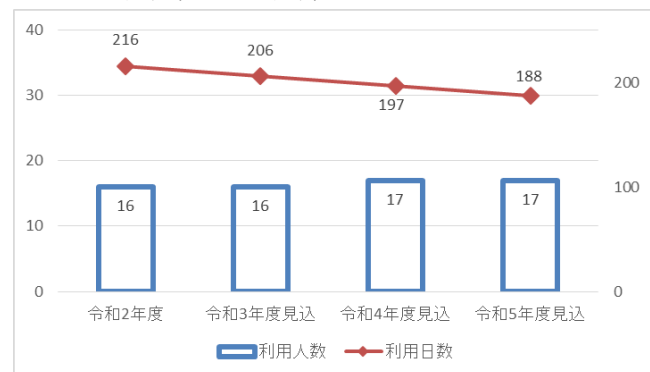
□生活介護



□自立訓練(機能訓練)



□自立訓練(生活訓練)

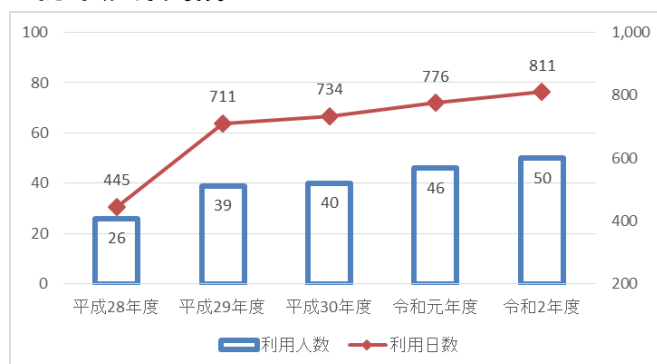


■ 利用状況

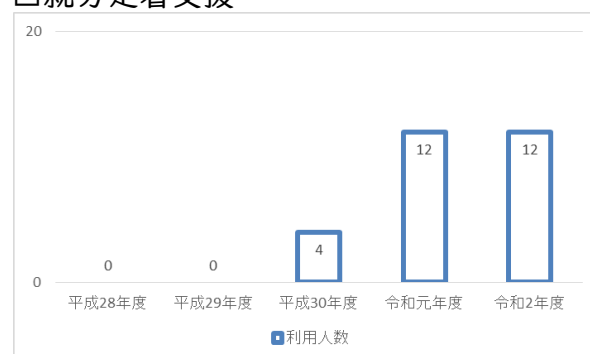
サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	人数	26	39	40	46	50
	日数	445	711	734	776	811
就労定着支援	人数	—	—	4	12	12
就労継続支援(A型)	人数	231	245	235	236	238
	日数	4,373	4,691	4,625	4,552	4,613
就労継続支援(B型)	人数	289	326	387	430	491
	日数	5,029	5,553	6,490	7,148	8,037

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

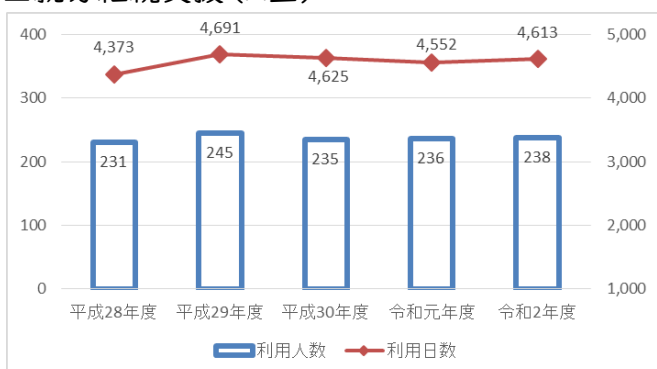
□就労移行支援



□就労定着支援



□就労継続支援(A型)



□就労継続支援(B型)

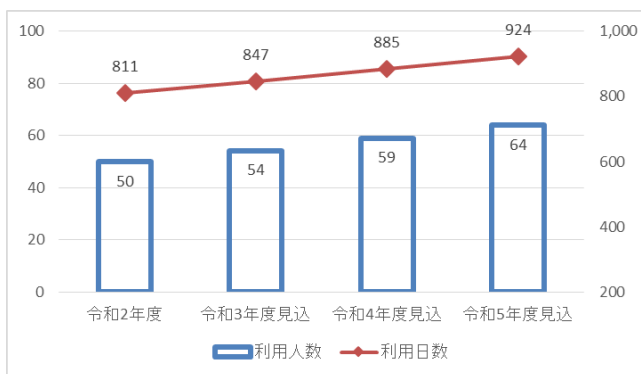


■利用見込み

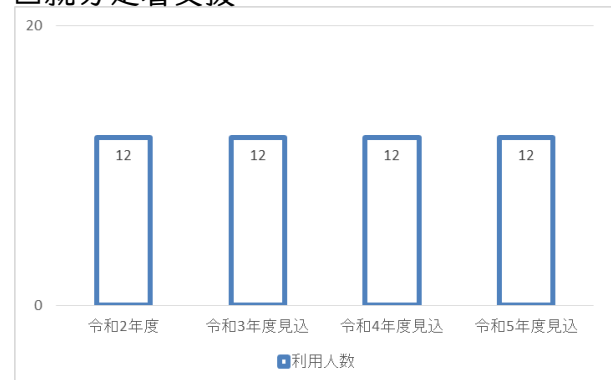
サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人数	50	54	59	64
	日数	811	847	885	924
就労定着支援	人数	12	12	12	12
就労継続支援(A型)	人数	238	239	241	243
	日数	4,613	4,675	4,738	4,802
就労継続支援(B型)	人数	491	560	640	730
	日数	8,037	9,036	10,160	11,423

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

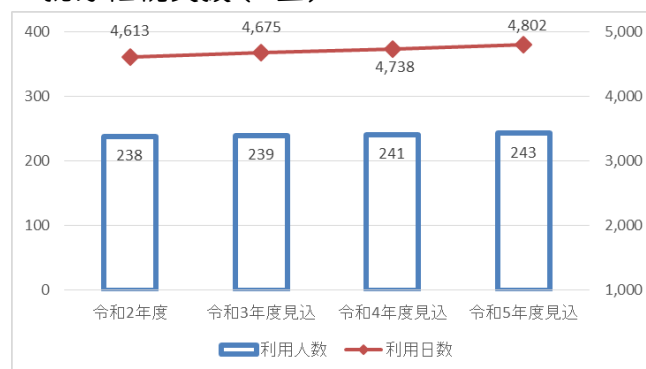
□就労移行支援



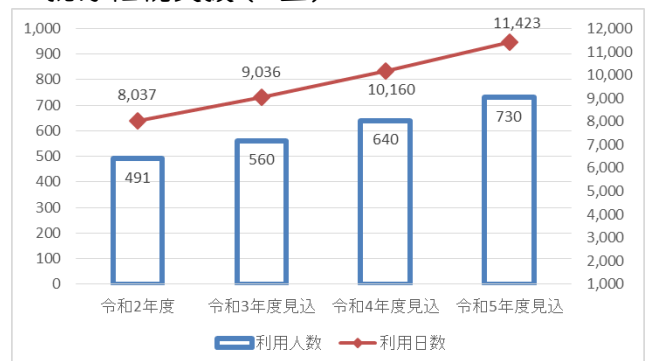
□就労定着支援



□就労継続支援(A型)



□就労継続支援(B型)

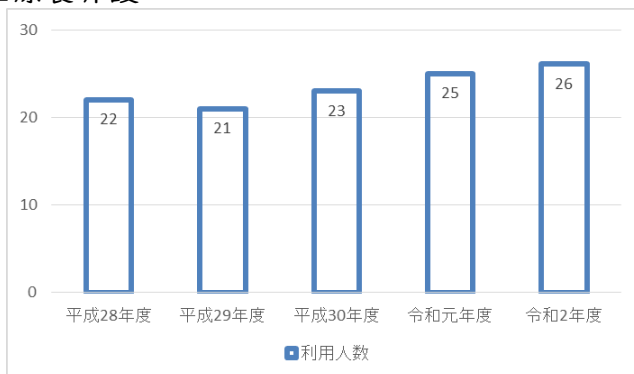


■ 利用状況

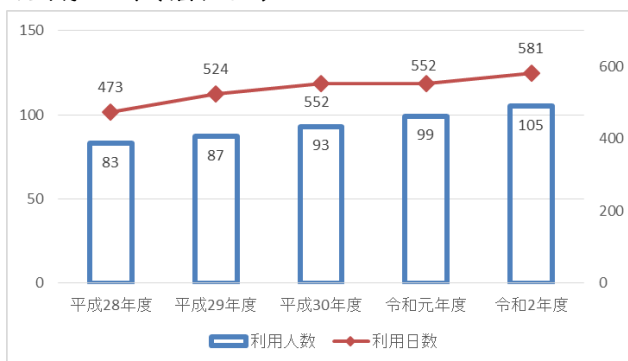
サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	人数	22	21	23	25	26
	日数	473	524	552	552	581
短期入所 (福祉型)	人数	83	87	93	99	105
	日数	473	524	552	552	581
短期入所 (医療型)	人数	6	7	12	7	7
	日数	26	25	35	39	45

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

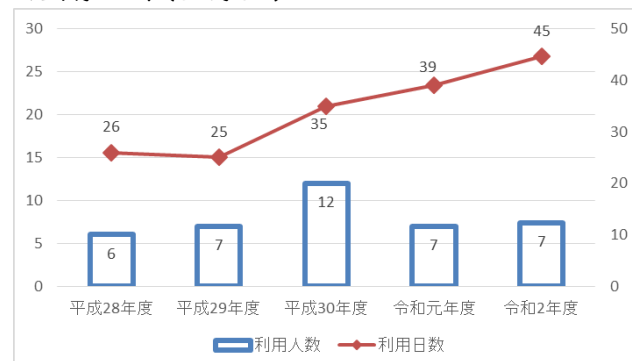
□療養介護



□短期入所(福祉型)



□短期入所(医療型)

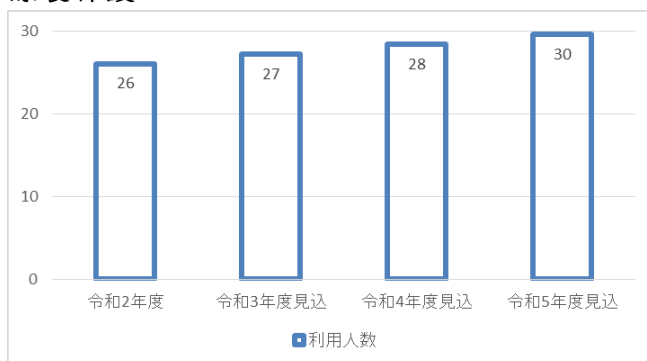


■利用見込み

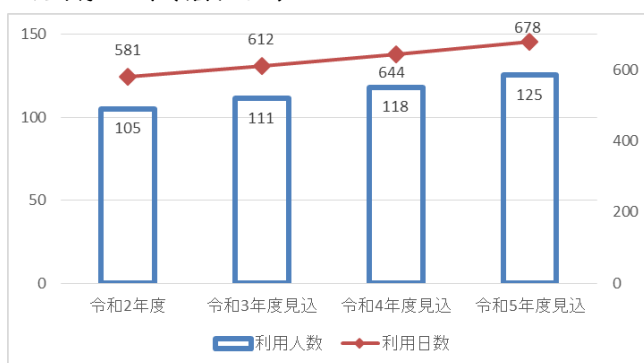
サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人数	26	27	28	30
	日数	581	612	644	678
短期入所 (福祉型)	人数	105	111	118	125
	日数	581	612	644	678
短期入所 (医療型)	人数	7	8	8	9
	日数	45	51	59	67

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

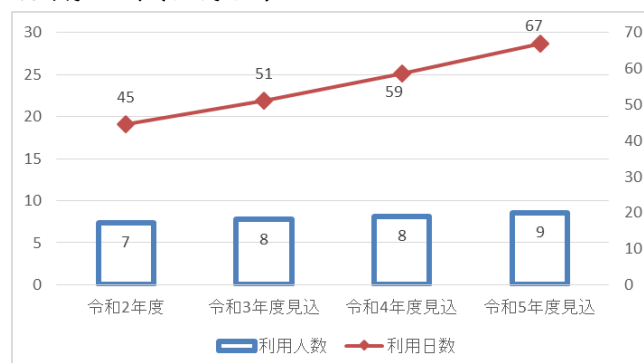
□療養介護



□短期入所(福祉型)



□短期入所(医療型)



(3) 居住系サービス（共同生活援助（グループホーム）等）

● 自立生活援助（2018（平成 30）年度新規サービス）

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

● 共同生活援助

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

● 施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排泄、食事の提供などを行います。

【現状】

居住系サービスは、障がいのある人の暮らしの場を提供するとともに、必要な支援を提供し、日常生活の継続に大きな役割を担っています。

共同生活援助については、事業所数の増加もあり、利用者数は増加しています。

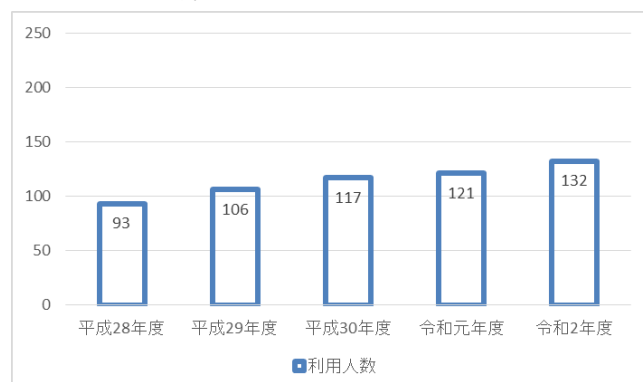
一方、施設入所者数は、地域生活への移行目標に従い、順調に減少しています。

■ 利用状況

サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	人数	—	—	0	0	0
共同生活援助	人数	93	106	117	121	132
施設入所支援	人数	159	159	151	152	150

（人数：1月あたりの利用人数）

□ 共同生活援助



□ 施設入所支援



■サービス提供事業所数の推移

事業所の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	—	—	0	0	0
共同生活援助	9	9	9	12	16
施設入所支援	4	4	4	4	4

(各年4月1日現在 鈴鹿亀山圏域内事業所数)

【見込量の算定】

■共同生活援助

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

今後も地域生活への移行促進に伴い、利用希望者数の増加が想定されます。

■施設入所支援

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

【今後の方向性】

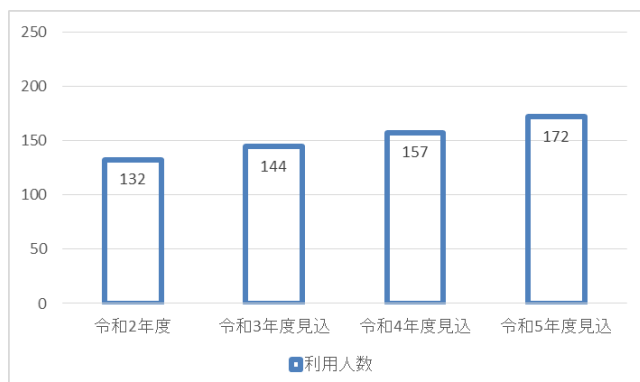
- 本市外の事業所の情報を収集し、広域的に必要なサービスの確保に努めます。
- 共同生活援助の事業所新設にあたっては、国及び三重県と連携し「社会福祉施設等整備補助事業」の活用を優先的に検討します。

■利用見込み

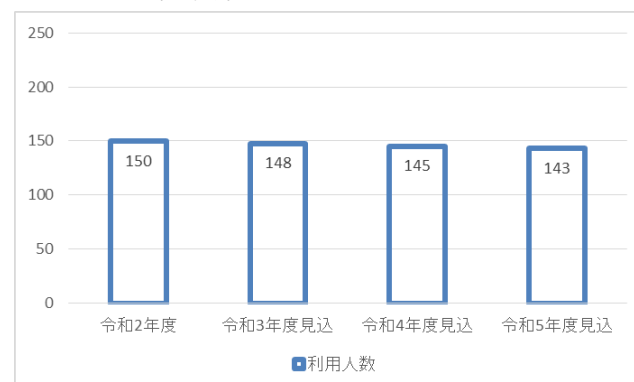
サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人数	0	0	0	0
共同生活援助	人数	132	144	157	172
施設入所支援	人数	150	148	145	143

(人数：1月あたりの利用人数)

□共同生活援助



□施設入所支援



(4) 相談支援サービス

●計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障がいのある人について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証（モニタリング）を行います。

●地域移行支援

入所施設に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

●地域定着支援

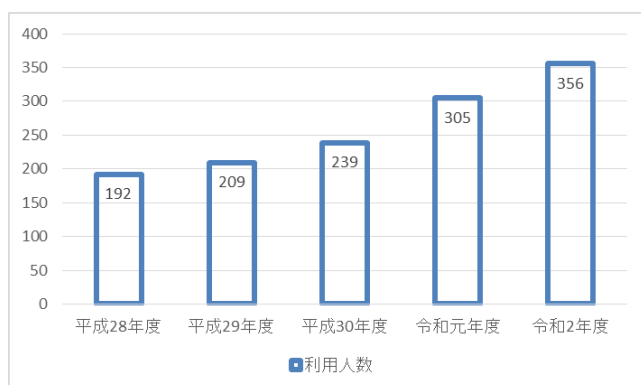
居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 利用状況

サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人数	192	209	239	305	356
地域移行支援	人数	0	0	0	1	1
地域定着支援	人数	2	1	0	0	1

(人数:1月あたりの利用人数)

□計画相談支援



□地域移行支援



□地域定着支援



■サービス提供事業所数の推移

事業所の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	15	15	15	15	15
地域移行支援	3	2	2	2	2
地域定着支援	3	2	2	2	2

(各年4月1日現在 鈴鹿亀山圏域内事業所数)

【見込量の算定】

■計画相談支援

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

■地域移行支援, 地域定着支援

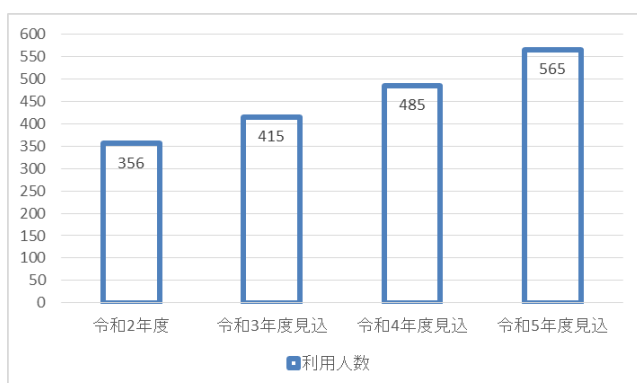
一定数の利用見込み数を想定しました。

■利用見込み

サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人数	356	415	485	565
地域移行支援	人数	1	1	1	1
地域定着支援	人数	1	1	1	1

(人数: 1月あたりの利用人数)

□計画相談支援



□地域移行支援



□地域定着支援



3 地域生活支援事業の実施実績と実施目標

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、市町村が実施主体となり実施する事業です。

障がいのある人が、障害福祉サービスやその他のサービスを利用しながら、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を、効率的かつ効果的に実施します。

地域生活支援事業

【必須事業】	【任意事業】
○ 理解促進研修・啓発事業 ○ 自発的活動支援事業 ○ 相談支援事業 ○ 成年後見制度利用支援事業 ○ 意思疎通支援事業 ○ 日常生活用具給付等事業 ○ 手話奉仕員養成研修事業 ○ 移動支援事業	○ 福祉ホーム事業 ○ 訪問入浴サービス事業 ○ 日中一時支援事業 ○ 地域移行のための 安心生活支援事業（居室確保事業） ○ 社会参加促進事業 ○ 知的障害者職親委託事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を取り除くためには、障がいのある人に対する理解を深める必要があります。

差別解消法や虐待防止法などについて様々な立場の人に応じた研修・啓発などにより、地域住民への働きかけを行います。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

【今後の方向性】

- ☐ 引き続き、地域共生社会の実現に向け、「就労マルシェ事業」を実施し、地域住民への理解を促進します。
- ☐ 実施にあたっては実施状況を勘案し内容の改善・拡充を図ります。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理解の促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自発支援事業	実施の有無	有	有	有	有

【今後の方向性】

- ☐ 引き続き、自発的活動支援事業として、「安心生活応援事業」を実施します。
- ☐ 実施にあたっては、事業の周知を行い利用者の拡大を図ります。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自発的支援事業	実施の有無	有	有	有

(3) 相談支援事業

● 障害者相談支援事業

地域の障がいのある人の福祉に関する問題に対し、本人やその保護者、又は介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

● 基幹相談支援センター等機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が、地域における相談支援事業者等に対する専門的な助言等を行うことにより、相談支援機能を強化します。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	有

【今後の方向性】

- ☐ 基幹相談支援センターを中心に市内の相談支援事業所と連携し、地域の社会資源の連携体制を構築します。
- ☐ 専門性の向上のため差別解消法及び虐待防止法の研修を企画、実施し相談支援体制の充実を図ります。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障がいのある人及び精神障がいのある人について、障害福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行います。

- 審判申立費用助成金交付
- 成年後見人等報酬助成金交付

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 (人)	0	1	1	1

【今後の方向性】

「鈴鹿市後見サポートセンターみらい」や相談支援事業と連携し、判断能力が不十分な人等の適切な利用を促進します。

また、制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、利用促進を図ります。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
成年後見制度 利用支援事業	利用見込み 者数(人)	1	1	1

(5) 意思疎通支援事業

聴覚, 言語機能, 音声機能, 視覚その他の障がいのため, 意思疎通を図ることに支障がある人に, 手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行い, 意思疎通の円滑化を図ります。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者設置事業	設置数 (人)	2	3	3	3
手話通訳者派遣事業	派遣数 (人)	561	641	855	800
要約筆記者派遣事業	派遣数 (人)	73	40	71	50

【今後の方向性】

- ☐ 研修の実施等により人材を確保・育成し, 障がいのある人の言語や言語以外のコミュニケーション支援の充実を図ります。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話通訳者設置事業	設置見込 み数(人)	3	3	3
手話通訳者派遣事業	派遣見込 み数(人)	850	850	850
要約筆記者派遣事業	派遣見込 み数(人)	60	60	60

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人などに対し、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

●介護・訓練支援用具

障がいのある人・児童の身体介護を支援する用具や、訓練に用いる用具。

●自立生活支援用具

障がいのある人・児童の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。

●在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がいのある人・児童の在宅療養などを支援する用具。

●情報・意思疎通支援事業

点字や人工咽頭など、障がいのある人・児童の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具。

●排泄管理支援用具

ストマ用装具など、障がいのある人・児童の排泄を管理する用具。

●住宅改修（居宅生活動作補助用具）

障がいのある人・児童の居宅生活活動などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う用具。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	給付数 (件)	13	11	21	20
自立生活支援用具	給付数 (件)	22	15	33	30
在宅療養等支援用具	給付数 (件)	27	31	19	30
情報・意思疎通 支援用具	給付数 (件)	22	24	20	20
排泄管理支援用具	給付数 (件)	4,337	4,222	4,253	4,300
居宅生活動作 補助用具	給付数 (件)	10	6	10	10

【今後の方向性】

- ☐ 日常生活の自立や社会参加を支援するため、障がいの特性に応じて事業を利用できるように提供体制を確保します。
- ☐ 各事業について周知を行い、利用促進を図ります。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	利用見込み 者数(人)	20	20	20
自立生活支援用具	利用見込み 者数(人)	30	30	30
在宅療養等支援用具	利用見込み 者数(人)	30	30	30
情報・意思疎通 支援用具	利用見込み 者数(人)	20	20	20
排泄管理支援用具	利用見込み 者数(人)	4,300	4,300	4,300
居宅生活動作 補助用具	利用見込み 者数(人)	10	10	10

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を営むことを支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
手話奉仕員養成研修	実施の有無	有	有	有	無

【今後の方向性】

- ☐ 手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成するため、手話奉仕員養成講座を行い、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
手話奉仕員養成研修	実施の有無	有	有	有

(8) 移動支援事業

屋内での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立した生活や社会参加を促進します。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	実利用者数 (人)	748	816	717	700
	利用時間 (時間)	7,281	7,438	6,418	6,500

【今後の方向性】

- ☐ 実施事業所の実績と事業実施する上での現状や課題を把握するとともに、より良い方法での事業実施となるよう検討します。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	利用見込み者数 (人)	700	700	700
	利用見込み時間 (時間)	6,500	6,500	6,500

(9) 任意事業

●福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある人を除く）で、現に住居を求めている人に、低額な料金設定で、居室やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、地域生活を支援します。

●訪問入浴サービス事業

入浴が困難である在宅の身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し入浴サービスを提供することで、地域での生活を支援します。

●日中一時支援事業

放課後や夏休みなどの長期休暇中の活動場所が必要な障がいのある児童や、一時的な見守りなどの支援が必要な障がいのある人を対象に、活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行います。

●地域移行のための安心生活支援事業（居室確保事業）

障害者が地域で安心して暮らすための支援体制の整備を目的に、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保します。

●社会参加促進事業（社会参加支援）

障がいのある人のスポーツ大会や作品展などの開催、自動車運転免許取得・改造助成事業を実施することにより、障がいのある人の社会参加を促進します。

●知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活支援指導及び技能訓練を行います。

■ 実施状況

事業の種類		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
福祉ホーム事業	利用者数 (人)	7	8	8	8
訪問入浴サービス 事業	利用者数 (人)	6	7	4	6
日中一時支援事業	利用者数 (人)	332	342	298	330
	利用回数 (回)	8,410	8,271	10,595	9,000
居室確保事業	利用者数 (人)	-	-	-	3
社会参加促進事業					
スポーツレクリエーション 教室開催等事業	参加者数 (人)	115	168	144	150
視覚障害者歩行 訓練事業	利用者数 (人)	26	26	23	25
自立訓練用装具 着用訓練費助成	利用回数 (回)	90	32	53	50
知的障害者 職親委託事業	利用者数 (人)	2	2	2	2

【今後の方向性】

- ☐ 利用者の増加が見込まれている日中一時支援事業では、本事業を必要とする人へ適切に提供できるよう、事業者との連携を図りつつ事業を推進します。
- ☐ 重度障がい者（重度肢体不自由児（者）、強度行動障害をもつ人等）の受入促進のため日中一時支援事業における、重度（医療的ケア等）加算制度の創設を検討します。
- ☐ 社会参加促進事業では、利用者へ適切なサービスを提供できるよう、ニーズの把握を行い、サービス提供体制を強化します。

■ 実施見込

事業の種類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
福祉ホーム事業	利用者数(人)	8	8	8
訪問入浴サービス事業	利用者数(人)	6	6	6
日中一時支援事業	実利用者数(人)	330	330	330
	利用回数(回)	9,000	9,000	9,000
居室確保事業	利用者数(人)	5	8	10
社会参加促進事業				
スポーツレクリエーション教室開催等事業	参加者数(人)	150	150	150
視覚障害者歩行訓練事業	利用者数(人)	25	25	25
自立訓練用装具着用訓練費助成	利用回数(回)	50	50	50
知的障害者職親委託事業	利用者数(人)	2	2	2

第2章 第2期鈴鹿市障害児福祉計画

Ⅰ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

第2期鈴鹿市障害児福祉計画は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2023（令和5）年度末の目標を設定するとともに、障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものです。

（Ⅰ）障害児支援の提供体制の整備等

【国指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2023（令和5）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする

【成果目標】

- 障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

項目	目標数値	説明
児童発達支援センターの設置継続	2か所	障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備の中核的な役割を担います。
保育所等訪問支援を利用できる体制の維持	1か所以上	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスの維持	1か所以上	
医療的ケア児支援の協議の場の維持	協議の場有	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	

2 障害児通所支援等の利用実績と利用見込み

(1) 障害児通所支援

●児童発達支援

障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

●医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

●放課後等デイサービス

学校に就学している障がいのある児童に対し、授業の終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを提供します。

●保育所等訪問支援

障がいのある児童が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

●居宅訪問型児童発達支援(2018(平成30)年度新規サービス)

重度の障がい等で障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

●障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障がいのある児童について、障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の利用状況の検証(モニタリング)を行います。

【現状】

児童発達支援、放課後等デイサービスは平成 24 年 4 月の制度開始以降、制度の定着及びサービス提供事業所数の増加により、利用者数は増加しています。

■サービス提供事業所数の推移

事業所の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	8	8	13	13	18
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	17	17	26	29	34
保育所等訪問支援	1	1	1	2	3
居宅訪問型児童 発達支援	—	—	0	1	1
障害児相談支援	11	11	10	11	11

(各年4月1日現在 鈴鹿亀山圏域内事業所数)

【見込量の算定】

■児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援

過去のサービス量実績値を基に幾何平均により見込量を算出しました。

なお、事業所数の増加により、今後さらに利用時間が増加する可能性があります。

■保育所等訪問支援

引き続き一定数の利用見込み数を想定しました。

【今後の方向性】

- ☐ 急激に増加する放課後等デイサービスについては、適切な支給決定を行い利用者ニーズに対応していきます。
- ☐ 関係者を対象に、支援の質を高めるため、児童発達支援センターを中心に研修等を実施します。

■ 利用状況

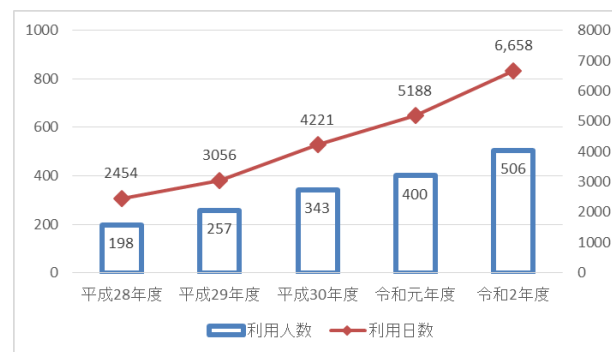
サービスの種類		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人数	200	234	239	263	288
	日数	1,055	1,182	1,217	1,430	1,583
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	198	257	343	400	506
	日数	2,454	3,056	4,221	5,188	6,658
保育所等訪問支援	人数	5	5	5	5	5
	日数	5	5	5	5	5
障害児相談支援	人数	92	112	128	157	188

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

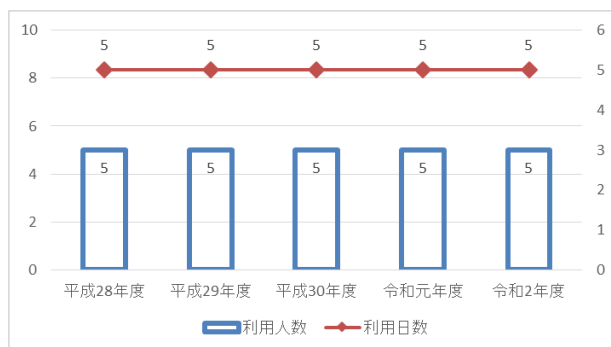
□児童発達支援



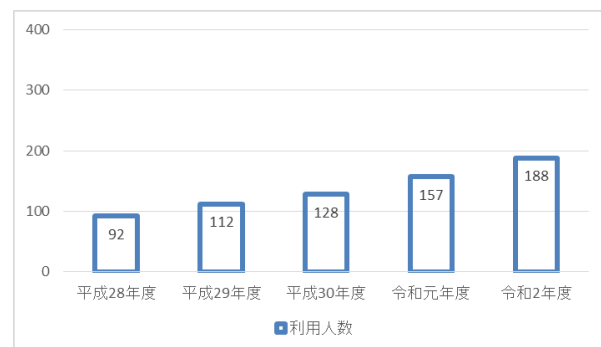
□放課後等デイサービス



□保育所等訪問支援



□障害児相談支援

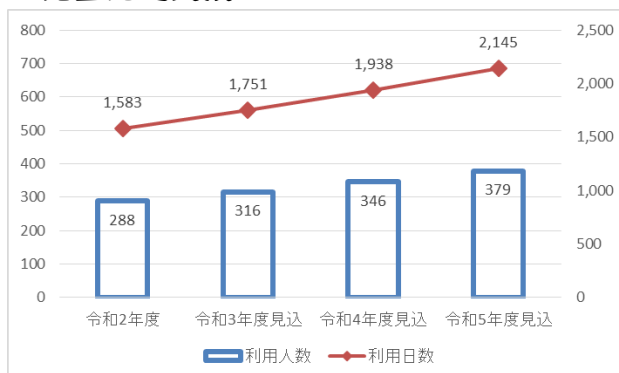


■利用見込み

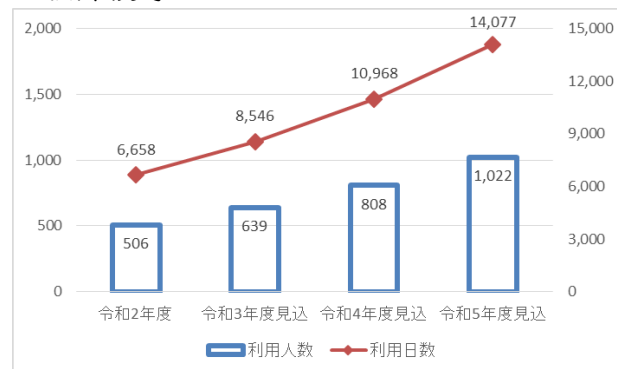
サービスの種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人数	288	316	346	379
	日数	1,583	1,751	1,938	2,145
医療型児童発達支援	人数	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人数	506	639	808	1,022
	日数	6,658	8,546	10,968	14,077
保育所等訪問支援	人数	5	5	5	5
	日数	5	5	5	5
障害児相談支援	人数	188	224	268	320
	日数	0	0	0	0

(人数:1月あたりの利用人数 日数:1月あたりの延べ利用日数)

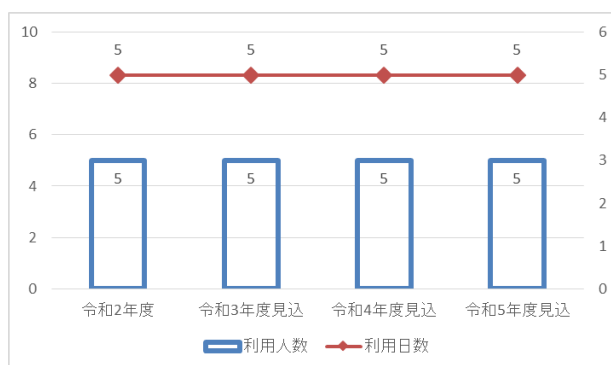
□児童発達支援



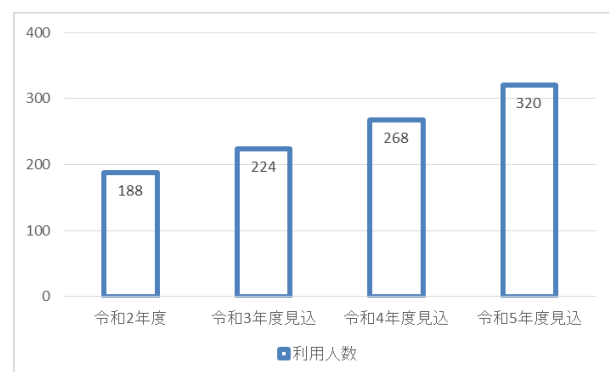
□放課後等デイサービス



□保育所等訪問支援



□障害児相談支援



第4部 計画の推進方法 (略)

資料編 (略)
